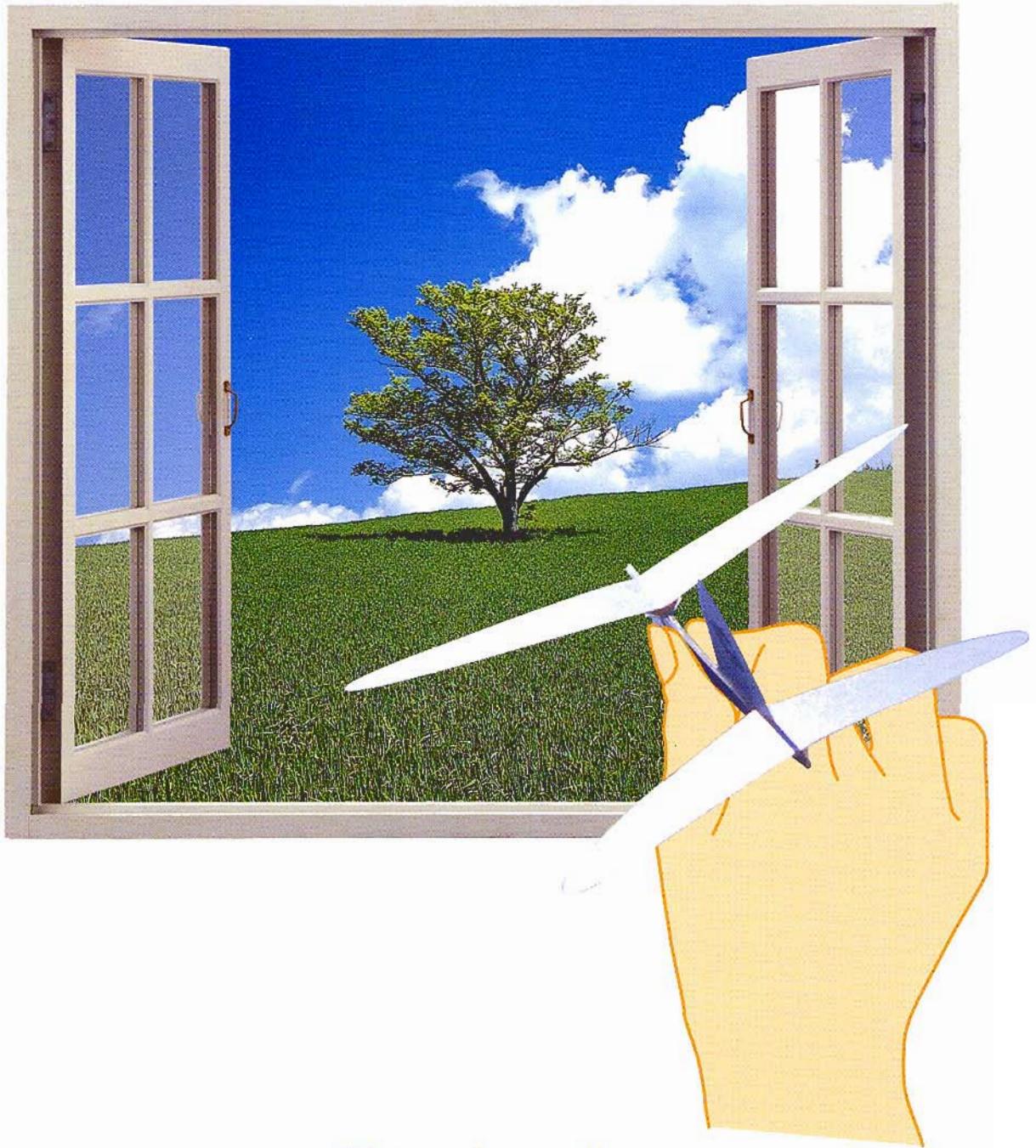


警察による

# 犯罪被害者支援



警察庁  
犯罪被害者支援室

# 警察による犯罪被害者支援

## 目次

1. 被害者の現状	1
●被害者の抱える様々な問題　●被害者の心理	
2. 犯罪被害者支援の経緯	3
●被害者支援の経緯　●国際的な潮流　●被害者支援の必要性と取組み	
3. 犯罪被害者支援のための具体的施策	
①被害者への情報提供	6
●被害者の手引の作成・配布　●被害者連絡制度	
●地域警察官による被害者訪問・連絡活動	
②相談・カウンセリング体制の整備	8
●各種相談窓口の設置　●カウンセリング体制の整備	
③犯罪被害給付制度	9
●対象となる犯罪被害　●給付金の種類と額	
④捜査過程における被害者の負担の軽減	14
●捜査一般　●施設等の整備・改善　●指定被害者支援要員制度	
⑤被害者の安全の確保	16
4. 各分野における施策	
①性犯罪被害者への対応	17
●性犯罪捜査指導官等の設置　●女性の警察官による捜査	
●性犯罪被害相談窓口の設置	
●証拠採取における配慮　●緊急避妊等の経費負担	
●交番における女性の安全対策の実施	
●鉄道警察隊における女性被害相談所の設置	
②被害少年の保護	21
〈被害少年への支援活動〉　●専門職員等による継続的な支援活動	
●少年相談窓口の充実　●少年サポートセンター	
〈児童虐待への対応〉	
③暴力団犯罪の被害者への対応	24
●被害者支援の現状　●損害賠償請求制度について～被害者側の立証負担の軽減	
●都道府県センターとの連携	
④交通事故被害者への対応	25
●交通事故被害者の現状　●交通事故被害者からの相談への対応	
●交通事故被害者への情報提供　●都道府県交通安全活動推進センター	
●交通事故捜査における二次的被害の防止	
⑤配偶者からの暴力事案、ストーカー事案の被害者への対応	27
●女性・子どもを守る施策実施要綱に基づいた対応	
●配偶者からの暴力事案への対応	
●ストーカー事案への対応	
5. 関係機関・団体等との連携	29
●財団法人犯罪被害救援基金　●全国被害者支援ネットワーク	
●各都道府県の民間被害者支援団体(全国被害者支援ネットワーク加盟団体)	
●犯罪被害者等早期援助団体　●警察と関係機関・団体等とのネットワーク	
●社会全体で被害者を支える気運の醸成に向けた取組み	
●その他の被害者支援の取組みについて	
6. 被害相談電話一覧表	32



# 1. 被害者の現状

## 被害者の抱える様々な問題

犯罪の被害者（遺族を含む。以下同じ。）は、命を奪われる（家族を失う）、けがをする、物を盗まれるなどの生命、身体、財産上の直接的な被害だけではなく、

事件に遭ったことによる精神的ショックや  
身体の不調

医療費の負担や失職、転職等による経済的困窮

捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担

周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材、  
報道によるストレス、不快感

など、被害後生じる様々な問題に苦しめられます。このような問題は総じて「二次的被害」といわれています。

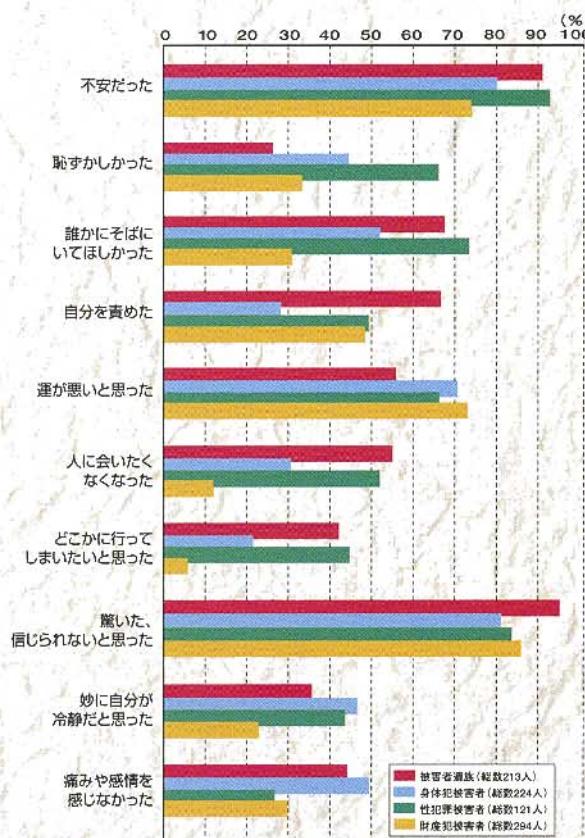
被害者の抱える問題の中でも、精神的被害は深刻です。

先の地下鉄サリン事件や阪神淡路大震災の被害者（被災者）が様々なトラウマやPTSDの症状を訴えたことにより、被害者が受ける精神的被害の深刻さが広く認識されるようになりました。

犯罪被害実態調査研究会<sup>注)</sup>が行った調査によると、事件直後の精神状態については、下のグラフのように、被害者遺族及び性犯罪被害者の9割以上が「不安だった」と回答するなど、多数の被害者が深刻な精神的被害を受けていることが明らかとなっています。また、事件から数年が経過した後でも、事件のときの場面がいきなり頭に浮かんできたり、事件のことを思い出させるものには近づけないなど、長期にわたって精神的に苦しめられています。

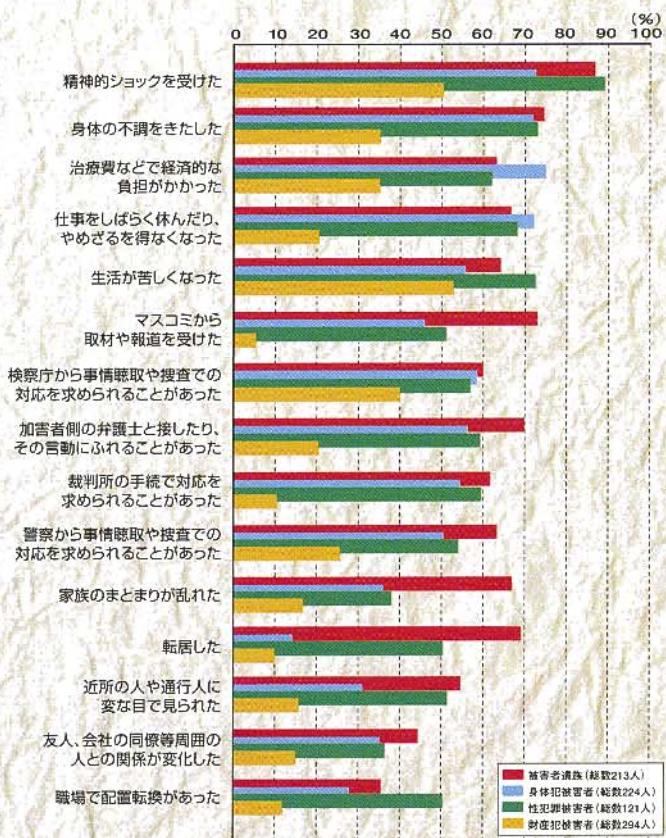
<sup>注)</sup> 刑法学、被害者学及び精神医学の学者等から成る研究会で、平成10年から12年の間に被害に遭われた方の実態調査等を行いました。（平成14年度実施）

### ● 被害直後の精神状態



「少しあった」「非常にあった」と回答した者の割合（無回答者は、外数として扱っている。）。犯罪被害実態調査研究会「犯罪被害者実態調査報告書」による。

### ● 二次的被害の状況



事件後に上記のような出来事があったとする被害者のうち、当該出来事を「被害の一部であると非常に強く思う」と回答した者の割合（無回答者は、外数として扱っている。）。犯罪被害実態調査研究会「犯罪被害者実態調査報告書」による。

## 被害者の心理

犯罪の被害を受けた後は、一種のショック状態が続き、身体にも心にも変調をきたすことが多いのですが、これは異常なことではなく、突然大きなショックを受けた後では誰にでも起こり得ることなのです。

周りの人たちは、被害者の心理等を理解して接し、被害者を責めたり、無理に励ましたりすることなどは避けてください。被害者の心の傷の回復には、周囲の人々の理解と共感と支持がとても大切です。

## 心理的反応

- 恐怖感      ● 自責感
- 不安感      ● 無気力・絶望感
- 孤独感・疎外感
- 怒り・復讐心

## 身体的反応

- 緊張・動悸・下痢・吐き気
- 不眠・悪夢
- 食欲不振

## 感情的反応

- 感覚・感情がマヒする
- 現実だという感覚がない
- 自分が自分でないと感じる
- 記憶力、判断力の低下

## トラウマとPTSD

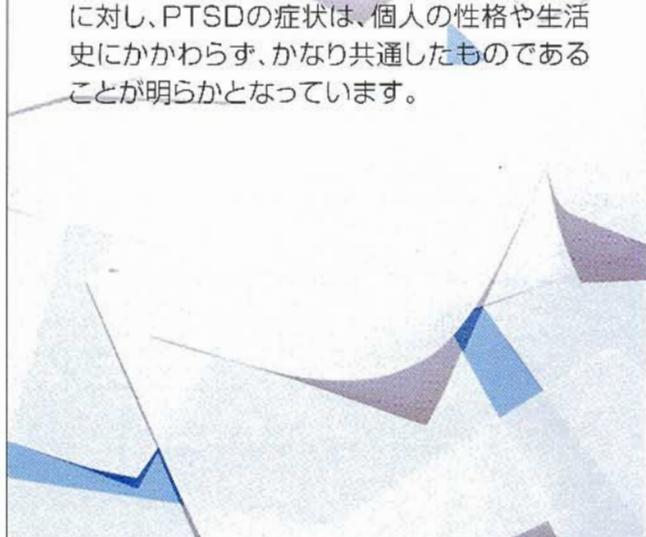
トラウマ (Trauma: 心的外傷) とは、一般に、犯罪や事故による被害、自然災害、戦争被害、家族や友人の死等の個人では対処できない衝撃の大きな出来事に遭遇したときに受ける精神的な傷をいいます。トラウマの症状は遭遇した出来事によって様々であり、例えば、子どもを失った親が、その後社会から離れて自宅に引きこもることもあれば、逆にとり憑かれたように仕事にのめり込んだりすることもあります。

PTSD (Post-traumatic Stress Disorder : 心的外傷後ストレス障害) とは、一般に事件等の出来事によりトラウマを受けた人が、その出来事の数週間から数ヶ月後に

- 事件等を思い出したり、その夢を見たりするなどその時の苦痛をたびたび再体験する
- 事件等の現場に近づけないなど、事件等を思い出させる行為や状況を回避する
- 常に緊張して疲れなれなかったり、びくびくしたりする状態が長期間にわたって続く

などの持続的な精神的、身体的症状を呈することをいいます。

トラウマの症状が人により様々であるのに対し、PTSDの症状は、個人の性格や生活史にかかわらず、かなり共通したものであることが明らかとなっています。



# 2. 犯罪被害者支援の経緯

## 被害者支援の経緯

三菱重工ビル爆破事件などを契機として、昭和55年に「犯罪被害者等給付金支給法」が制定され、殺人や傷害などの人の生命又は身体を害する故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた方の遺族や身体に重い障害が残った方に対し、国が給付金を支給する「犯罪被害給付制度」が発足し、我が国における被害者への経済的援助が始まりました。

その後、平成3年に開催された「犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウム」において、特に精神的援助の必要性が被害者自身によって強く指摘され、これを重要な契機として更なる被害者支援のための検討が始まりました。

## 国際的な潮流

国際的にも、人権意識の高まりを背景に、犯罪により身体的・精神的に被害を受けた被害者に対して、国家による救済、支援が行われるべきであるとの主張が高まっています。

1985年（昭和60年）、国連総会において、「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」が採択されました。その中では、

被害者は、その尊厳に対し共感と敬意をもって扱われるべきであること

被害者に対して、訴訟手続における被害者の役割や訴訟の進行状況、訴訟結果等に関する情報を提供する必要があること

被害者が必要な物質的、医療的、精神的、社会的援助を受けられるようにし、その情報を被害者に提供すべきこと

各国政府は、警察、裁判、医療、社会福祉等の関係機関の職員に十分な教育訓練を行い、司法上・行政上の敏速な対応を進めるため適切な制度整備等を行うこと

などが提言されています。また、欧米諸国等では、被害者支援のための様々なシステム整備が進められており、被害者支援は国際的な潮流ともなっています。

## 被害者の声

犯罪被害給付制度発足10周年記念  
シンポジウム（平成3年）における  
大久保恵美子さんの発言（要約）

私の息子は、去年の10月12日、飲酒運転者に殺されました。殺された後の数ヶ月間、私はどうやって生きていけばいいのか分からず、本当に無我夢中で、日本には何か私を精神的に助けてくれるところがないのかと必死になって探ししましたけれども何もありませんでした。

先程パネリストの先生からも、「日本では、被害者の声として出てこない、被害者の本当にそれがニーズなのか」という発言がありました。でも被害者の立場になりますと、はい、私が被害に遭いましたと大きな声で言って、大きな声で泣ける、そういう社会ではありません。今の日本は大きな声で泣きたくても泣けないんです。ただじっと自分で我慢しなければならないのが今の日本における被害者の姿だと思います。

日本では、そういう被害者を精神的に救う道が何もない。まずそれを創ってほしいと思うことなんです。

先程、「被害者が立ち直るために同じ被害者同士での話し合いが一番大切だ」という発言がありましたが、それを支援してくれる専門家の方たちの助言がないとうまく立ち直り難いかもしれません。子供を殺された親は、このような辛い思いをもう他の人たちにさせたくないという気持ちでいっぱいなのです。どんな協力も惜しませんから、10周年記念シンポジウムが開かれたこの機会に、是非、一歩でもいいんです。一歩だけでも踏み出して下さい。お願いします。

## 被害者支援の必要性と取組み

警察は、被害の届出、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止等の面で被害者と最も密接に関わり、被害者を保護する役割を担う機関であることから、被害者の視点に立った各種施策の推進に努めています。

警察庁では、平成8年2月、各種施策を総合的に推進するに当たっての基本方針を取りまとめた「被害者対策要綱」を制定し、これを受けた各都道府県警察では、組織を挙げて被害者支援に取り組んでいます。さらに、同年5月には、長官官房給与厚生課に犯罪被害者対策室（平成20年7月、犯罪被害者支援室に改称）を設置し、各種施策の企画・調査のほか、全般的な取りまとめを行っています。

また、平成11年6月、警察官が捜査活動の際に守るべき心構えや捜査方法、手続等を定めた犯罪捜査規範を改正し、被害者に対する配慮及び情報提供、被害者の保護等に関する規定を整備しました。

平成13年4月には、犯罪被害者等給付金支給法が抜本的に改正されて、警察本部長等は犯罪被害等の早期の軽減に資するための措置として、被害者に対し、情報の提供、助言及び指導、警察職員の派遣その他の必要な援助を行うように努めなければならないとされました。国家公安委員会では、その適切かつ有効な実施を図るため、「警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針」（平成14年国家公安委員会告示第5号）を定め、平成14年4月1日から施行されました。

また、平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」が成立し、平成17年4月に施行されました。この法律では、犯罪被害者等に関する基本理念を定めており、国においては総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱等を定める犯罪被害者等基本計画を策定すること、地方公共団体はこれを踏まえて、地域の状況に応じた適切な施策を実施することなどが盛り込まれています。

政府においては、この法律に基づき、平成17年12月に「犯罪被害者等基本計画」を閣議決定しました。計画の中では、犯罪被害者等に対して講じていく具体的な施策が盛り込まれました。

また、計画に基づいて、内閣府（犯罪被害者等施策推進室）を中心に警察庁を含め関係省庁や有識者等により構成される3つの検討会（「経済的支援に関する検討会」、「支援のための連携に関する検討会」並びに「民間団体への援助に関する検討会」）において、具体的な検討が進められ、平成19年11月に「最終取りまとめ」が決定されました。

この「最終取りまとめ」等を踏まえ、平成20年4月、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」を改正する法律が成立し、関係の政令等の改正もなされました。これは、犯罪被害給付制度を拡充するとともに、犯罪被害者等に対する支援を行う民間団体の自主的な活動の促進、犯罪被害者等の支援に関する広報啓発活動の推進等を内容とするものであり、平成20年7月1日から施行されました。

また、平成20年10月に、警察本部長等が行う犯罪被害者等に対する援助及び民間犯罪被害者等支援団体の自主的な活動を促進するための措置に関して、適切かつ有効な実施を図るため「犯罪被害者等の支援に関する指針」が施行されました。

### ● 平成20年7月施行の制度改正の概要

#### 犯罪被害給付制度の拡充

##### 遺族給付金

- 被扶養家族である遺族について重点的引上げ
- 最高額を自賠責並みに引上げ、最低額も引上げ
- 扶養家族の数など負担の大きさに配慮

##### 生計維持関係にある遺族に対する引上げ

- |                       |   |                          |
|-----------------------|---|--------------------------|
| 1,573.0万円～416.0万円     | → | <b>2,964.5万円～872.1万円</b> |
| [例] 45歳・生計維持関係遺族4名の場合 |   |                          |
| 1,508万円～559万円         | → | <b>2,842万円～1,960万円</b>   |

##### 障害給付金

- 重度後遺障害者について重点的引上げ
- 最高額を自賠責並みに引上げ、最低額も引上げ
- 平均収入が低い若年層の給付水準が不適に低額とならないよう配慮

##### 重度後遺障害者（障害等級1～3級）に対する引上げ

- |                     |   |                            |
|---------------------|---|----------------------------|
| 1,849.2万円～378.0万円   | → | <b>3,974.4万円～1,056.0万円</b> |
| [例] 20歳未満・常時介護1級の場合 |   |                            |
| 710.2万円～482.4万円     | → | <b>2,188.8万円</b>           |

##### 重傷病給付金

- 重傷病の療養のため休業した者に、休業損害を考慮した給付（自賠責の上限を参考）

医療費の自己負担相当額に、休業損害を考慮した額を加算（120万円を上限）

#### 民間団体の活動の促進

- 民間団体全体の全国的な事業水準の向上と均質性の確保
- 民間団体やその全国的な傘団体への援助

- ・都道府県公安委員会による民間被害者支援団体の自主的な活動を促進するための助言、指導等（その適切かつ有効な実施のために国家公安委員会が指針を定める。）
- ・国家公安委員会による全国被害者支援ネットワークに対する助言、指導等

#### 広報啓発活動の推進

- 広報啓発と地域の被害者支援の気運の醸成が必要

- ・国家公安委員会、都道府県公安委員会及び警察本部長等による犯罪被害者等の支援に関する広報啓発活動

#### 法律の題名及び目的規定の改正

- 法改正による支援内容の拡充を反映した題名
- 犯罪被害者等基本法の基本理念に立脚

- ・題名を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改正
- ・目的に、「犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援すること」を追加

## ● 被害者支援の経緯

年月日	出来事
昭和49年 8月30日	三菱重工ビル爆破事件 * 同事件をめぐり犯罪被害給付制度の必要性が論議された。
55年 5月 1日	犯罪被害者等給付金支給法公布(56年1月1日施行)
56年 5月21日	財団法人犯罪被害救援基金設立
60年 8月26日	「犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する第7回国際連合会議」(~9月6日) * 同会議において「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」を採択。
平成 2年11月17日	日本被害者学会設立
3年10月 3日	犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウム開催 * 同シンポジウムにおいて被害者の精神的援助の必要性が指摘される。
4年 3月10日 4月	「犯罪被害者相談室」(東京)設立 犯罪被害者実態調査研究会による調査(7年3月報告書提出) * 10周年記念シンポジウムでの指摘を受け、犯罪被害救援基金の委託研究として、犯罪被害者実態調査研究会(代表:慶應大学教授(当時)宮澤浩一)により実施された日本で初めての本格的な被害者の実態研究。これにより、警察の捜査過程における二次的被害の問題や情報提供のニーズ等が指摘される。
7年 3月20日 6月	地下鉄サリン事件 * 同事件をめぐり被害者が受けた精神的被害の深刻さが広く認識されるようになった。 「警察の被害者対策に関する研究会」による研究(~12月) * 警察の被害者対策の在り方についての研究。これを参考として、警察庁が被害者対策に係る基本方針を策定。
8年 2月 1日 5月11日	警察庁において「被害者対策要綱」を策定 全国警察に通達 警察庁長官官房給与厚生課に犯罪被害者対策室設置
10年 5月 9日	「全国被害者支援ネットワーク」設立
11年 5月15日 5月26日 6月18日 11月11日	全国被害者支援ネットワークによる「犯罪被害者の権利宣言」発表 児童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律公布(11月1日施行) 犯罪捜査規範の一部を改正する規則公布・施行 政府に「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議」設置
12年 5月19日 5月24日 5月24日 12月 6日	いわゆる犯罪被害者保護のための二法(「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」及び「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」)公布 児童虐待の防止等に関する法律公布(11月20日施行) ストーカー行為等の規制等に関する法律公布(11月24日施行) 少年法等の一部を改正する法律公布(13年4月1日施行)
13年 4月13日 4月13日 11月19日	犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律公布(7月1日施行) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律公布 犯罪被害給付制度発足・犯罪被害救援基金設立20周年記念 犯罪被害者支援フォーラム開催
14年 1月31日	警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針公布(4月1日施行) 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則公布(4月1日施行)
15年 3月18日 10月 3日	犯罪被害者対策国際シンポジウム 2003開催 「全国被害者支援ネットワーク」が10月3日を「犯罪被害者支援の日」と定めて全国キャンペーンを実施
16年12月 8日	犯罪被害者等基本法公布(17年4月1日施行)
17年12月27日	犯罪被害者等基本計画閣議決定
18年 4月 1日 4月	犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令施行 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行規則の一部を改正する規則施行 犯罪被害者等基本計画に基づく3つの検討会(~19年11月)
19年 6月27日 11月	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律公布 犯罪被害者等基本計画に基づく3つの検討会「最終取りまとめ」決定
20年 4月18日 7月 1日 10月31日	犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律公布(7月1日施行) 警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者対策室を「犯罪被害者支援室」に改称 犯罪被害者等の支援に関する指針告示
21年 9月11日	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則公布(10月1日施行)

# 3. 犯罪被害者支援のための具体的施策

## ① 被害者への情報提供

### 被害者の手引の作成・配布

被害者にとって、犯罪によって受けた被害を回復・軽減するために受けることのできる支援の内容や、刑事手続に関することは、あまりなじみのないものであり、事件に遭遇し、困惑している被害者にとって、このような情報は早期にかつ包括的に提供される必要があることから、都道府県警察において、刑事手続の概要、捜査への協力のお願い、被害者が利用できる制度、各種相談機関・窓口についてわかりやすく記載したパンフレット「被害者の手引」を作成しています。

「被害者の手引」は、原則として、殺人や傷害、性犯罪などの身体犯の被害者やひき逃げ事件や交通事故などの重大な交通事故事件の被害者を対象として被害者から事情聴取を行った捜査員等から配布され、その際、「被害者の手引」の内容について説明がなされます。

「被害者の手引」には、

刑事手続の概要と捜査への協力のお願い

被害者等に対する支援要員制度

刑事手続、捜査状況の情報に関する制度等

裁判で利用できる制度

安全の確保に関する制度

経済的支援や各種支援・福祉制度

精神的被害者の支援

各種相談機関・窓口

に関する内容が盛り込まれており、このほか、交通事故の被害者、遺族に対して配布するものには、

自動車損害賠償責任保険等の自動車保険制度や  
自動車損害賠償保障事業等についての情報

が盛り込まれています。

さらに、外国人の被害者のために、英語を始めとする各種外国語版の手引も各都道府県警察の実情に応じて作成されています。



被害者の手引



交通事故・事件用



各種外国語版の手引

## 被害者連絡制度

犯罪の被害者は、捜査の状況や加害者がどのような処分を受けたかなどについて非常に关心があるのが普通です。特に、殺人や傷害、性犯罪などの身体犯の被害者やひき逃げ事件や交通事故などの重大な交通事故事件の被害者は、被害によって受ける精神的苦痛が大きく、事件への関心も強いことから、警察では、原則として、身体犯や重大な交通事故事件の被害者又はその遺族に対し、刑事手続及び犯罪被害者のための制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が連絡を行う被害者連絡制度を設けています。

なお、検察庁においても、被害者や参考人の方等に対し、事件の処分の結果、裁判の結果などに関する情報を提供するために、被害者等通知制度を設けています。

### ● 被害者連絡の対象

殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族

ひき逃げ事件や交通事故などの重大な交通事故事件の被害者又はその遺族

### ● 被害者連絡の内容

刑事手続及び犯罪被害者のための制度

捜査状況(被疑者検挙まで)

被疑者(犯人と思われる者)の検挙状況 \*注1)

逮捕被疑者の処分状況 \*注2)

\*注1) 被疑者検挙の旨及び被疑者の氏名、年齢等を連絡します。

なお、被疑者が少年の場合は、少年の健全育成の観点から、その保護者の氏名等を連絡する場合があります。

\*注2) 事件送致先検察庁、処分結果(起訴、不起訴等)、公訴を提起した裁判所等を連絡します。

なお、被疑者を逮捕せずに事件を送致した場合は、事件送致先検察庁のみの連絡となります。

なお、事件のことを思い出したくないため、情報提供を望まない被害者もいることから、被害者連絡は、あくまでも被害者の意向をくんで行っています。

### ● 被害者連絡制度の概要



## ① 被害者への情報提供

### 地域警察官による被害者訪問・連絡活動

交番等の地域警察官はその受持ち地区に居住する被害者の再被害を予防し、その不安感を解消するため、被害者の要望に基づき訪問・連絡活動を実施しています。この訪問、連絡活動では、

被害の回復、拡大防止等に関する情報の提供

防犯上の指導連絡

警察に対する要望等の聴取

被害者からの相談への対応



地域警察官による被害者訪問

等を行っています。また、被害の態様等によっては、必要に応じて、パトロールや女性の警察官による訪問・連絡活動を行っています。

## ② 相談・カウンセリング体制の整備

### 各種相談窓口の設置

警察では、住民からの各種要望及び相談に応じる窓口として、警察本部に警察総合相談室を設置しています。電話による相談についても全国統一番号の相談専用電話「#9110番」を設置しており、警察総合相談室につながるようになっています。また、このような総合的な相談に加え、被害者のニーズに応じて、性犯罪相談、少年相談、消費者被害相談等個別の相談窓口を設けています。



被害者相談窓口

### カウンセリング体制の整備

犯罪により大きな精神的被害を受けた被害者に対しては、心理学的立場からの専門的なカウンセリングが必要となることがあります。そこで、警察では、その精神的被害を軽減するため、

カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置

精神科医や民間のカウンセラーとの連携



被害者に対応するカウンセラー

などにより、被害者のための相談・カウンセリング体制を整備しています。

また、被害少年に対しては、専門職員（少年補導職員）が部外専門家等の助言を得つつ、カウンセリングを実施しています。

## ③ 犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度とは、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族又は身体に障害を負わされた被害者等に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするものです。

通り魔殺人事件の被害者の遺族、被害者学の研究者、弁護士会等から公的な犯罪被害者補償制度の確立の必要性が主張され、さらに昭和49年8月30日に発生した三菱重工ビル爆破事件（死者8人、負傷者380人）などを契機として、国会、マスコミ等で大きく論議され、この制度の確立を求める声が高まつたことを踏まえ、昭和55年5月1日に「犯罪被害者等給付金支給法」が制定され、昭和56年1月1日から施行されたものです。

その後、平成7年に発生した地下鉄サリン事件等の無差別殺傷事件を契機に、被害者の置かれた悲惨な状況が広く国民に認識されたのに伴い、犯罪被害給付制度の拡充を始めとして被害者に対する支援を求める社会的な気運が急速に高まり、このような状況を踏まえ、重傷病給付金の創設など支給対象の拡大や給付基礎額の引上げを中心とした法改正がなされ、平成13年7月1日から「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」が施行されました。

さらに、平成16年12月、犯罪被害者の権利利益の保護が明記された犯罪被害者等基本法が成立し、平成17年12月、同法に基づいて犯罪被害者等基本計画が閣議決定されました。

同基本計画を受け、重傷病給付金について支給要件緩和、支給対象期間の延長等を行う政令改正がなされるとともに、親族の間で行われた犯罪について支給制限緩和を行う規則改正がなされ、それぞれ平成18年4月1日から施行されました。

また、同基本計画に基づく「経済的支援に関する検討会」の「最終取りまとめ」を踏まえ、休業損害を考慮した重傷病給付金の額の加算、重度後遺障害者（障害等級第1級～第3級）に対する障害給付金の引上げ、生計維持関係のある遺族給付金の引上げ等犯罪被害給付制度の抜本的拡充を図るため、法律、政令等の改正がなされ、平成20年7月1日から施行されました。

### 対象となる犯罪被害

本制度による支給の対象となる犯罪被害は、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる犯罪行為（過失犯を除く。）による死亡、重傷病又は障害であり、緊急避難による行為、心神喪失者又は刑事未成年者の行為であるために刑法上加害者が罰せられない場合も、対象に含まれます。

### ● 犯罪被害給付制度の運用状況

(昭和56（制度施行）～平成20年度)

年度別 区分	9年以前	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	累計
申請に係る被害者数 (申請者数)	2,702 (4,253)	187 (279)	217 (348)	333 (547)	276 (433)	425 (592)	505 (665)	458 (621)	465 (608)	491 (649)	448 (574)	462 (565)	6,969 (10,134)
支給裁定に係る被害者数 (裁定件数)	2,408 (3,977)	166 (269)	139 (239)	157 (263)	404 (656)	393 (511)	439 (587)	448 (597)	394 (520)	435 (583)	407 (546)	388 (510)	6,178 (9,258)
不支給裁定に係る被害者数 (裁定件数)	142 (207)	12 (16)	12 (14)	22 (17)	34 (59)	18 (28)	17 (18)	17 (20)	18 (21)	23 (27)	38 (42)	19 (22)	372 (491)
【合計】裁定に係る被害者数 (裁定件数)	2,550 (4,184)	178 (285)	151 (253)	179 (280)	438 (715)	411 (539)	456 (605)	465 (617)	412 (541)	458 (610)	445 (588)	407 (532)	6,550 (9,749)
裁定金額(百万円)	8,801	629	587	655	1,497	1,127	1,258	1,247	1,133	1,272	932	907	20,045

### ③ 犯罪被害給付制度

#### 犯罪被害者等給付金

##### この制度は

故意の犯罪行為により不慮の死亡、重傷病又は障害という重大な被害を受けたにもかかわらず何らの公的救済や加害者側からの損害賠償も得られない被害者又は遺族に対して、社会の連帯共助の精神に基づき国が犯罪被害者等給付金を支給することにより、その精神的・経済的打撃の緩和を図るもので

##### ○ 対象となる犯罪被害

日本国内又は日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(過失犯を除く。)による死亡、重傷病又は障害をいいます。

##### ○ 犯罪被害者等給付金の性格

犯罪被害者等給付金には、遺族給付金、重傷病給付金及び障害給付金の3種類があり、いずれも国から一時金として給付しています。

##### ○ 給付金の支給が受けられる被害者又は遺族の資格

日本国籍を有する人又は日本国内に住所を有する人です。外国人であっても当該被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、日本国内に住所を有していた人について支給の対象となります。

##### ○ 給付金の算定方法

給付金の額は、被害者の年齢や勤労による収入の額等に基づいて算定されます。

##### ○ 給付金支給裁定の申請

給付金の支給を受けようとする人は、都道府県公安委員会に申請を行ってください。受付は、各都道府県警察本部又は警察署で行っています。

##### ○ 給付金の減額、調整

犯罪によって被害を受けた場合でも、親族間犯罪や犯罪被害者にも原因がある場合には、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。また、労災保険などの公的補償を受ける場合や損害賠償を受けたときは、その額と給付金とが調整されることとなります。

##### ○ 「仮給付金」の支給

犯人が不明であるなど、速やかに裁定することができない事情があるときは、一定の額を限度として仮給付金を支給しています。

#### 給付金の種類と額

給付金には、死亡した被害者の遺族に対して支給される「遺族給付金」と、犯罪行為により重大な負傷又は疾病を受けた方に対して支給される「重傷病給付金」、身体に障害が残った方に対して支給される「障害給付金」の3種類があり、いずれも一時金として支給されます。

遺族給付金と障害給付金の額は、犯罪被害者の年齢

や勤労による収入額等に基づいて算定されます。

重傷病給付金は、保険診療による自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額が支給されますが、加療1ヶ月以上で、かつ、入院期間が3日以上であること(犯罪被害に起因するPTSD等の精神疾患の場合には、その症状の程度が、加療1ヶ月以上で、かつ、3日以上労務に服することができない程度の場合には入院期間がなくても対象となります。)が必要で、給付金の支給対象期間は1年を限度としています。

## 遺族給付金

### 額(最高額～最低額)

一定の生計維持関係遺族がいる場合

**2,964.5万円～872.1万円**

それ以外の場合

**1,210万円～320万円**

(第一順位の遺族が二人以上いるときは、  
その人数で除した額)

### ○支給を受けられる人

亡くなられた犯罪被害者の第一順位の遺族

### ○支給を受けられる遺族の範囲と順位

- 1 ①配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。)
- 2 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の  
②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
- 3 2に該当しない被害者の  
⑦子 ⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹

### ○犯罪被害者が死亡前に療養を要した場合は、

その負傷又は疾病から1年間における保険診療による医療費の自己負担分と休業損害を考慮した額の合算額を加算し、給付されます。

## 重傷病給付金

### 上限額:120万円

額(負傷又は疾病から1年間における保険診療による医療費の自己負担分と休業損害を考慮した額の合算額)

### ○支給を受けられる人

犯罪行為によって、重傷病(加療1月以上、かつ、入院3日以上を要する負傷又は疾病(精神疾患である場合には、加療1月以上、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であること))を負った犯罪被害者本人

## 障害給付金

### 額(最高額～最低額)

重度の障害(障害等級第1級～第3級)  
が残った場合

**3,974.4万円～1,056万円**

それ以外の場合

**1,269.6万円～18万円**

### ○支給を受けられる人

障害が残った犯罪被害者本人

### ○障害とは、

負傷又は疾病が治ったとき(その症状が固定したときを含む。)における身体上の障害で、障害等級第1級～第14級程度の障害です。

### ○オウム真理教犯罪被害者等給付金について

平成20年6月にオウム真理教犯罪被害者等救済法が制定され、同年12月から施行されました。同法に基づき、オウム真理教による犯罪によって亡くなられた方の御遺族、障害が残った方及び傷病を負った方に、給付金が支給されます。

なお、給付金の額は被害の種類に応じ、決められています。

1 死亡 **2,000万円**

2 障害

①介護を要する障害(第1級・第2級) **3,000万円** ②重度の障害(第1級～第3級で①以外のもの) **2,000万円**

③その他の障害(第4級～第14級) **500万円**

3 傷病(死亡、障害をもたらすものを除く)

①重傷病(通院加療1月以上の傷病) **100万円** ②重傷病以外の傷病(通院加療1日以上1月末満の傷病) **10万円**

申請は、平成20年12月18日(木)から2年間に限られます。ただし、やむを得ない理由により、この期間内に申請できなかつたときは、その理由のやんだ日から6月以内に限り申請できます。

また、遺族給付金についても、犯罪行為により生じた負傷又は疾病について犯罪被害者が死亡前に診療を受けた場合には、その負傷又は疾病から1年間における保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額が加算されて支給されます。

なお、犯罪行為によって被害を受けた場合でも

**犯罪被害の原因が犯罪被害者にもあるような場合**

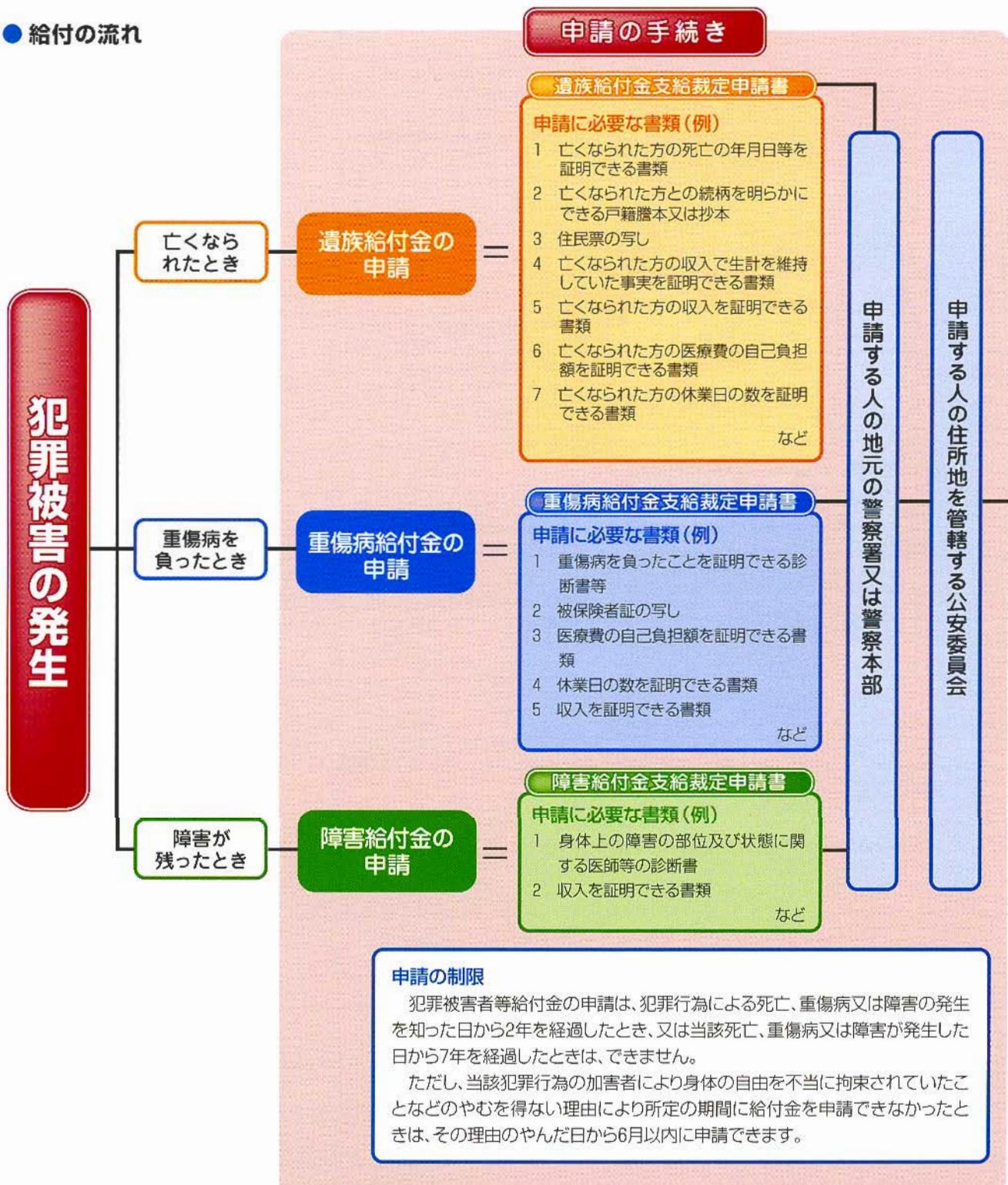
**労災保険等、他の公的給付や損害賠償を受けた場合**

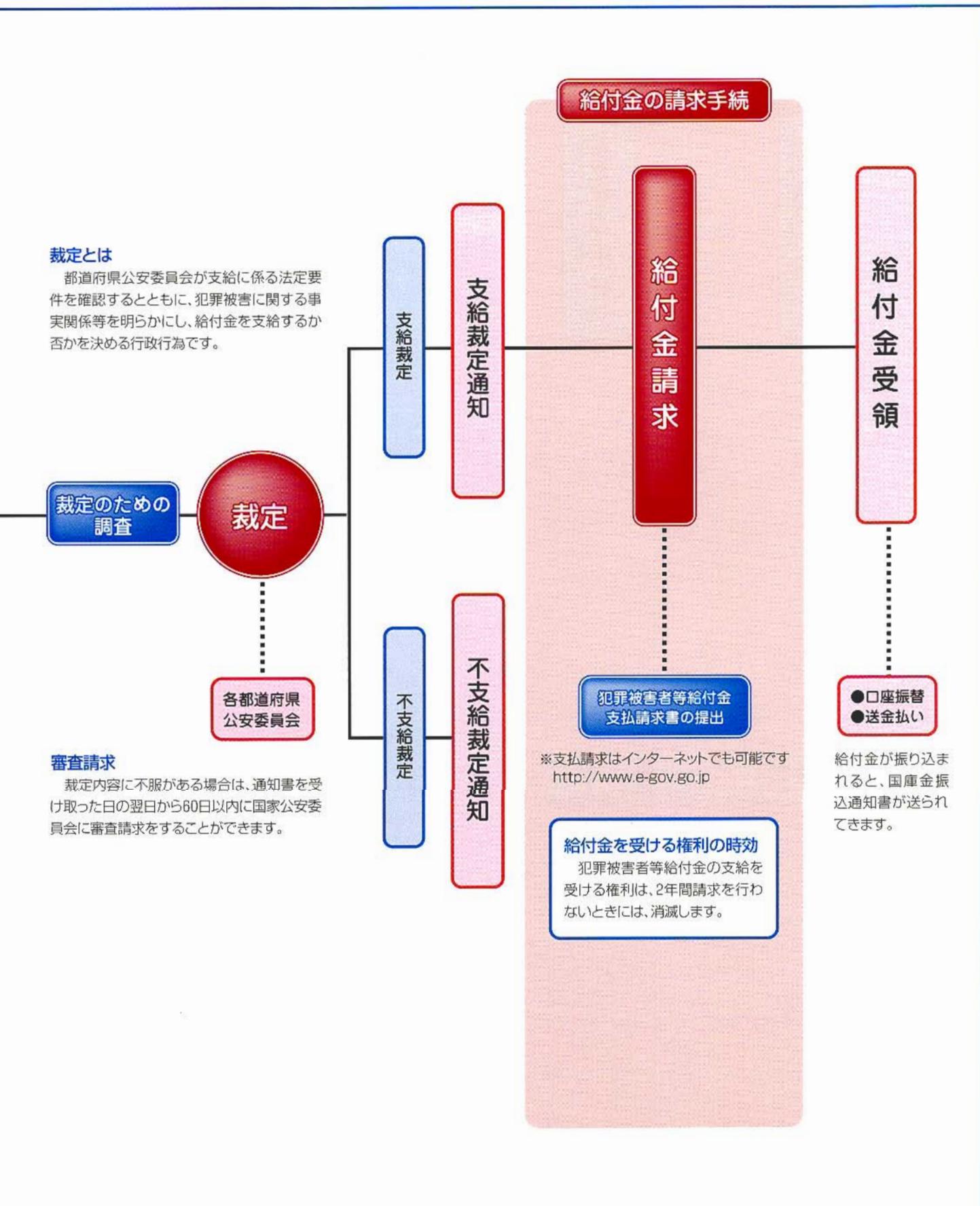
などについては、都道府県公安委員会の裁定により、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

### 親族の間で行われた犯罪

### ③ 犯罪被害給付制度

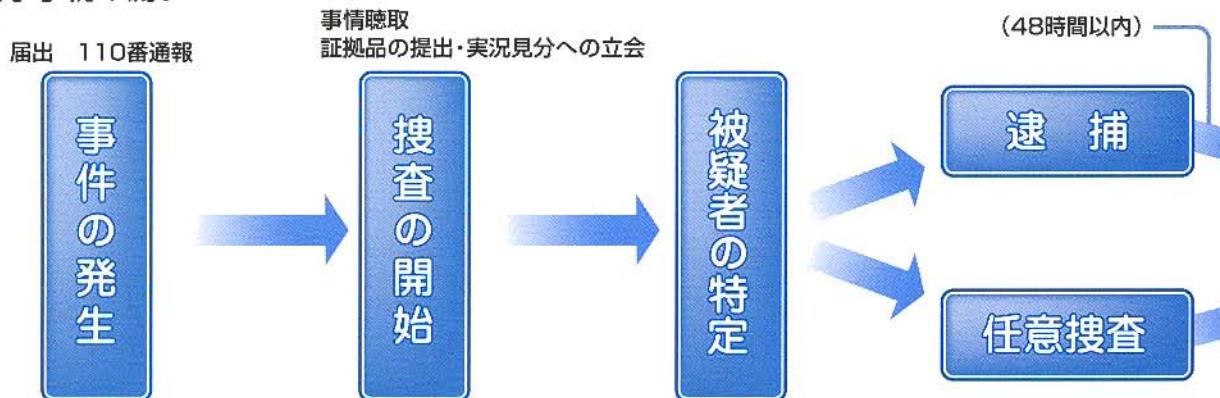
#### ● 給付の流れ





#### ④ 捜査過程における被害者の負担の軽減

## ● 刑事手続の流れ



#### ◆ 被害者の方への お願い

事件が発生してから、判断までの流れは上の図のとおりですが、被疑者を逮捕し、厳しく処罰する上で、被害者の方には、右に説明するようなご協力をいただことになります。

事情聽取

- 事件の状況や被疑者的人格などについてお聞きします。  
被害者の方にとっては、思い出したくないことやつらいこともあるかもしれませんが、被疑者を捕まえて事件を解決するため、ご協力をお願いします。

## 証拠品の提出

- 事件のときに着ていた衣類や持ち物などを証拠品として提出していただくことがあります。

## 実況見分への立会い

- 事件に遭った状況などを明らかにするために行います。  
被害者の方には、状況の説明のため、立ち会っていただくことがあります。

## 搜查一般

捜査過程における捜査官の言葉や行動が被害者の心理状況に及ぼす影響は大きいものです。そこで、被害者が捜査によって余計な負担を負わず、二次的被害を受けないよう、被害者に接する際には、警察ではできる限りの配慮をするよう努めています。

被害届の受理に当たっては、被害者の気持ちに配慮した方法により事情聴取が行われ、被害届の受理に関連して被害者からの各種相談を受けた場合は、その内容に応じて適切な処理がとられています。

また、犯罪被害に遭われて亡くなられた方のご遺族に対する精神的、経済的な負担を緩和するために司法解剖後のご遺族宅等へのご遺体の搬送に要する経費等を負担する制度を各都道府県警察において進めています。

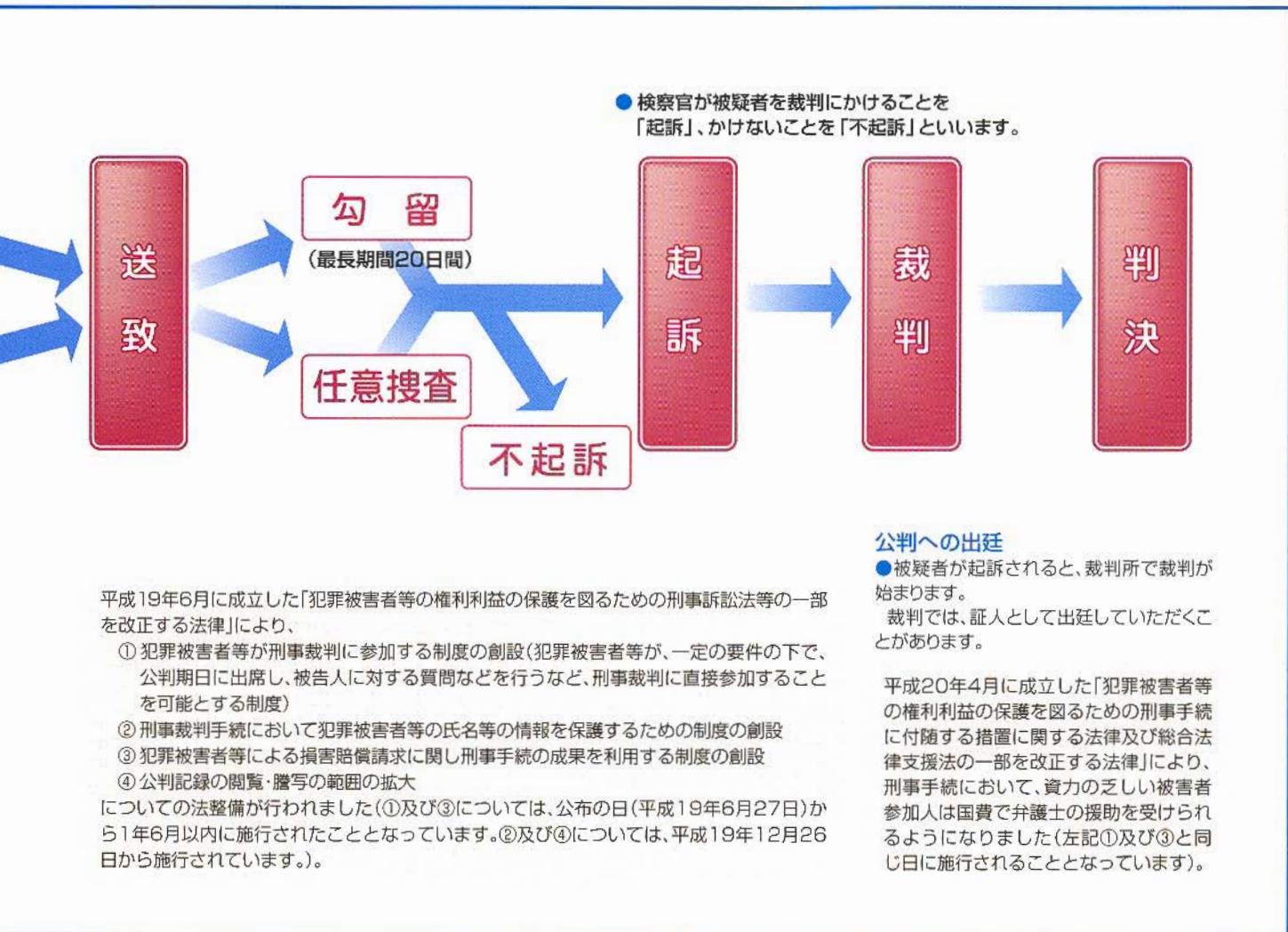
また、被害者の自宅に急行する場合においても、性犯罪被害者など、パトカーが自宅に来ることを被害者が望まないような場合には、できる限り私服の警察官が目立たない車両で赴くようにしています。

性犯罪、少年被害にかかる犯罪等、被害者ができるだけ事件のことを他人に知られたくないと思うような場合は、被害者が周囲の好奇の目にさらされないよう、特に被害者のプライバシーに配慮がなされています。

さらに、被害者の協力が必要な事情聴取、実況見分等においては、その都合をできるだけ考慮して日時を選定するなど、被害者等の心情、便宜に配意した捜査を行っています。

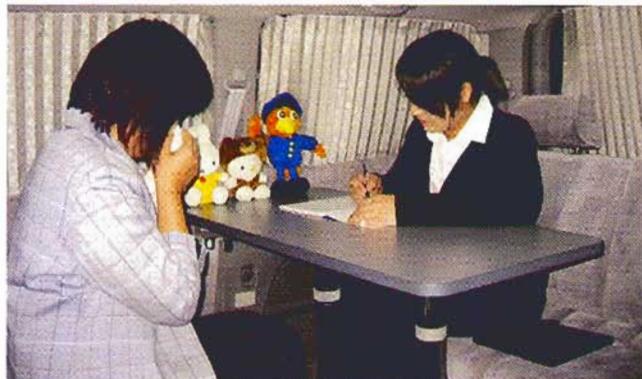
## 施設等の整備・改善

被害者の事情聴取に当たっては、警察では、その心情に配意し、応接セットを備えたり、照明や内装を改善



した部屋を利用できるようにするなどして、被害者が安心して事情聴取に応じられるようにするために、施設の改善に努めています。

また、被害者は、警察署や交番等の警察施設に立ち入ること自体に抵抗を感じる場合があることから、機動的に被害者の指定する場所に赴くことができ、かつ、



被害者支援用車両内

被害者のプライバシー保護などに配意しながら必要な事情聴取や実況見分などを行えるよう、移動式被害者用事情聴取室ともいえる「被害者支援用車両」を導入して、被害者からの相談や届出の受理、事情聴取等に活用しています。



相談室

## ④ 捜査過程における被害者の負担の軽減

### 指定被害者支援要員制度

被害者に対する支援活動は、事件発生直後から必要となります。

そこで、専門的な被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、捜査員とは別に指定された警察職員が、各種被害者支援活動を推進する「指定被害者支援要員制度」が、各都道府県警察で導入されています。



支援要員による病院の付添い

#### 対象事件

- 殺人、傷害、強姦等の身体犯
- ひき逃げ事件、交通事故
- その他必要と認められる事件

#### 任 務

- 付添い
  - ・ 事件発生直後早期に臨場し、自己紹介
  - ・ 医師の診察が必要な場合の病院の手配、付添い
  - ・ 実況見分の立会い
  - ・ 自宅等への送迎
- ヒアリング
  - ・ 心配事の相談受理（身の回りの世話など）
  - ・ 事情聴取や被害者調書の作成又はそれらの補助
- 説明
  - ・ 「被害者の手引」の交付
  - ・ 刑事手続等の説明
  - ・ 家族、会社、学校に対する説明
- 定期的な被害者連絡
- 民間被害者支援団体、部外のカウンセラー等の紹介、引継ぎ

## ⑤ 被害者の安全の確保



被害者は、加害者から再び危害を加えられるのではないかという不安を持っています。特に暴力団の被害者の中には、いわゆる「お礼参り」などを恐れて届出をちゅうちょし、泣き寝入りするなどのケースが見受けられます。

被害者が警察に安心して届出ができるようにするためにには、このような不安を解消し、被害者が加害者から

再び危害を加えられないようにすることが警察に求められています。

そこで警察では、被害者との連絡を密にし、必要な助言を行うとともに、状況に応じて自宅や勤務先における身辺警戒やパトロール等を強化したり、緊急通報装置を貸出すなど、被害者への危害を未然防止するため、種々の対策を講じています。

#### 再被害防止要綱

警察では、被害者等が同じ加害者から再び危害を受けることを防止するため、「再被害防止要綱」を制定し、これに基づく措置を実施しています。

この要綱では、継続的な再被害防止措置を講ずる必要がある被害者等を「再被害防止対象者」に指定すること、警戒措置、情報収集、自主警戒指導等を行うこと、法務関係機関との連携を強化することなどについて定めています。

# 4. 各分野における施策

## ① 性犯罪被害者への対応

強姦、強制わいせつ等の性犯罪は、被害者の尊厳を踏みにじり、身体的のみならず精神的にも極めて重い被害を与える犯罪です。このため、警察では、従来から殺人、強盗等と並んで性犯罪を重要犯罪としてとらえ、その捜査に力を入れてきました。

しかし、性犯罪の被害者は、精神的なショック、しゅう恥心から、警察に対する被害申告をためらうことも多く、また、捜査の過程における被害者に対する警察官の言動等によっては、被害者に二次的被害を与えかねず、そのことが、被害を潜在化させるとともに、ひいてはこうした潜在化が同様な被害を拡大させる要因ともなりかねないものです。加えて、性犯罪を犯した者は、再び類似の事件を起こす傾向が強く、場合によっては更に殺人事件・傷害事件などの重大な事件に発展する危険性をはらんでいます。

そこで、警察では、被害者の精神的負担の軽減、性犯罪の被害の潜在化の防止を図るため、次のような各種施策を推進しています。

### 性犯罪捜査指導官等の設置

都道府県警察では、警察本部に「性犯罪捜査指導官」及び「性犯罪捜査指導係」を設置し、性犯罪の捜査の指導・調整、発生状況等の集約、専門捜査官の育成等を行っています。

### 女性の警察官による捜査

性犯罪の被害者が捜査の過程において受けける精神的負担を少しでも緩和するためには、被害者の望む性別の警察官によって対応することが必要です。

このため、各都道府県警察では、警察本部の性犯罪捜査指導係や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性の警察官の配置を進めるとともに、性犯罪が発生した場合に捜査に当たる性犯罪捜査員として女性の警察官を指定しています。

これらの女性の警察官は、被害者からの事情聴取を始め、証拠採取、証拠品の受領、病院等への付添い、捜査状況の連絡等性犯罪の被害者にかかる様々な業務に従事しています。

### 性犯罪被害相談窓口の設置

各都道府県警察では、性犯罪に係る被害や捜査に関する相談を受け付ける「性犯罪被害110番」等の相談電話や「性犯罪被害者相談コーナー」等の相談室を設置し、女性の警察官等が相談に応じています。



性犯罪捜査員の指定書交付式

## ① 性犯罪被害者への対応

### 証拠採取における配慮

性犯罪の被害を受けた場合、その証拠となるものが被害者の身体や衣類に残されていることが多く、その痕跡が失われないよう、被害直後に証拠の採取や衣類の提出が必要となることがあります。

しかし、被害直後のショックやしゅう恥心から、これを負担に感じる被害者も少なくないことから、各都道府県警察では、そのような負担をかけずに採取を行えるよう、採取要領を定めたほか、採取に必要な用具、被害者の衣類を預かる際の着替え等を整備しています。

また、実況見分の際にもダミー人形を用いるなど、事件の再現により被害者が感じる精神的負担の軽減を図っています。

さらに、事件発生時における迅速かつ適切な診断・治療及び証拠採取や女性医師による診断等を行うため、

産婦人科医師会等とのネットワークを構築し、連携強化に努めています。



### 性犯罪の被害に遭われた方へ

神奈川県警察本部刑事部捜査第一課  
性犯罪被害110番



「はい、性犯罪被害110番、相談電話です。」  
これは、私たち相談を受ける者の第一声です。  
この一本の電話から被害者の方と私たちは心の絆を深め、二人だけのルールで、全てが始まります。

性犯罪は、女性の尊厳を踏みにじる大変卑劣な犯罪です。

私たちは、女性警察官です。卑劣な犯罪を犯し、平然と世間で過ごしている犯人がいたならば、絶対に許すわけにはいかないのです。

今、悩んでいるあなたにお手紙を書きました。

自分では、どうして良いのか分からず、声を出せず、じっとしていたあなたが、やっとの思いで、この性犯罪被害110番電話を架けてくれた勇気を私たちは支えたい。

あなたには何の落ち度もありません。自分を責める必要もありません。

悪いのは全て犯人です。

電話を架けるということ、誰かに話をするということ、それができるようになったあなた、ほんの少しですが前に歩き始めたのです。

そうでしたら、もう少し、私たちと歩いてみませんか？

私たちは、あなたの隣に寄り添い、そしてあなたと歩調を合わせて、一步ずつ歩きます。

私たちは、被害者を守ること、保護することは、犯人検挙しかないと信じています。

一日も早く逮捕して、犯人を被害者から、そして世間から隔離することが、被害者を守ることだということ、それが私たちの任務だと心得ています。

そして、厳しい法の裁きを受け、長く社会から追放することを信念として日々の捜査活動を行っています。

でも、もし「これ以上、被害の時のことを思い出したくない。」「だから事件にすることを望まない。」とお考えの方が「心のケア」だけを望まれたとしても、私たちはしっかりと伺います。

勇気を出して電話を架けてきたあなたが何を望むか、どうしたいのか、その立場になったお話を伺います。

どうか、明日のあなたのために心を開いてご相談下さい。

## 緊急避妊等の経費負担

性犯罪の被害に遭われた方に対する精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的として、その被害にかかる初診料、診断書料、緊急避妊費用等について、その費用を負担する制度を各都道府県警察において進めており、経済的な負担の軽減のみならず、同種事案の拡大防止に努めています。

## 交番における女性の安全対策の実施

性犯罪の被害に遭いやすく、これに対する不安全感の強い一人暮らしの女性等の安全対策を推進するため、地域の特性、犯罪発生状況等を勘案して「女性相談交番」を指定し、女性の警察官が性犯罪等に関する相談や被害の届出に対応しています。

女性相談交番の女性の警察官は、来訪、電話等による女性からの相談への対応を行うほか、相談者の要望に応じた家庭訪問等を実施しています。

また、女性相談交番では、相談者のプライバシーを保護するため、外部からの視線や防音に配慮した相談室の設置等を行い、女性が安心して相談できる環境の整備に努めているほか、相談日や相談時間帯を分かりやすく表示することなどにより、相談者の利便を図っています。



相談者に対応する女性警察官

## 鉄道警察隊における女性被害相談所の設置

女性が被害者となりやすい列車内における性犯罪等についての女性からの相談、被害の届出に適切に対応するため、鉄道警察隊に「女性被害相談所」が設けられています。

女性被害相談所においては、女性の警察官が来訪、電話等による女性からの相談への対応、被害の届出の受理を行うとともに、被害の実態や発生状況に応じ、被害者に同行して通勤電車等への警乗を行っています。このほか、女性被害相談所では、痴漢等被害の多発時期や多発日時等を踏まえた取締強化月間や警乗強化日等を設定し、性犯罪等の防止、被疑者の検挙に努めています。

また、女性被害相談所では、電話番号、相談時間等を明示した掲示板の掲出、専用の相談室の設置等、相談者の利便、心情等に配意した環境の整備に努めています。



女性被害相談所

## ① 性犯罪被害者への対応

コラム

### 性犯罪捜査に携わった女性警察官の手記

ある学校からの電話。早急に被害者の理解を得て、届出するよう勧めた。翌日、彼女は父親と一緒に警察署へ来た。「犯人を捕まえるためなら、何でもします。」父親は、学校から娘の被害を知られ憤りを押さえきれずにいた。

父親への説明は男性の捜査係長が行い、私が、彼女と向き合うこととなった。

自己紹介をし、本題に入ろうとした途端「家族に心配掛けたくない。」そう言って、うつむいてしまったのである。ならばと事件の話は避け、学校について聞いてみた。被害を最初に話したのは担任の先生だったという。一番信頼しているのは先生であることがわかり、学校からの通報という経緯が理解できた。

次に、家族を話題にした。母親について問いかけた。その瞬間、顔が曇り「あんな嫌い、話もしたくない。」と拒絶反応を示した。聞くと、母親は彼女に全く理解を示さない人のようであった。そして、仕事が忙しく会話も少ない父、弟、祖母の五人家族。彼女が最初に言った「家族に心配掛けたくない。」という言葉は、「今の私を受けとめてもらえない。」という心の裏返しだったのだ。

そして父親の鬭いが始まった。犯人逮捕のためなら何だってする、という意気込みの反面、戸惑いが伝わってきた。彼女の行動を責めないようお願いした時も「なぜ逃げなかつたと責めてしまった。更に傷つけていたとは…」とがっくり肩を落としていた。係長は「この犯人への怒りを、娘さんを支える力に変えていきましょう。」と背中を押し、父親との信頼を深め、捜査協力にも理解を得ることができたのである。

被害は、帰宅途中のことであった。すぐ目の前が自宅だというのに、逃げることもできないまま。彼女は事件を自分の事として受け止められず、無理矢理自分を納得させようとしているような供述。私は混乱した。「こんな被害調書で犯人を逮捕できるのか?被害者の心の声を引き出せ。」上司の叱咤激励が飛んだ。言葉に言い表せない、彼女の心と向き合う鬭いであった。

女性ならばわかる。「自宅に逃げても追いかかれ、自宅も知られる、怒らせてはまずい、私一人で何とかしなければ…」全身に走る恐怖、絶望。あまりの忌まわしさ故、感情を心の底に沈めようとしている。私は彼女と共に真実の叫びを探し出し、少しずつ言葉に置き代えて供述調書を作成していった。そして辛いながらも自ら確認することで、彼女自身も事件に立ち向かう決心を固めていったのである。

しかし一方で、彼女の様子は悪くなり、深夜、突然こんな電話が架かってきた。「怖くて明かりをつけていても眠

れない、ぼーとして授業を受けられない、男性が怖い、食欲もない、今までと違う自分になったようで辛い…」これら全てが被害を受けたことによるトラウマ症状だと容易に想像できた。

すぐに担任へ連絡すると、学校の取り計らいで彼女が保健室で眠ることを許可してくれた。信頼できる担任の存在と、迅速で柔軟な学校の対応が、彼女に登校する勇気を与えてくれた。そして、忙しい仕事の合間にぬって学校に警察に送迎を続ける父親。その惜しみない努力により安全に生活を送ることができた。そんな父親を捜査係長が励まし、私自身も彼女の受容と支援に努め、張り詰めた日々が過ぎていった。

犯人逮捕。事件発生から約一ヶ月後、刑事全員の努力がとうとう実を結んだ。この朗報を伝えると、父親は喜びに顔を紅潮させ、彼女もほっとした表情で来署した。いよいよ被疑者の確認。しかし男を見た瞬間、彼女は凍りつき言葉を失つたのである。彼女が受けた深い心の傷が、目の前ではぱくっと口を開いた気がした。私はいたたまれなくなり、彼女の肩をそっと抱いてその場を離れた。

だが彼女は、確かに強さを身につけていた。犯人逮捕を実感したように、泣きじゃくりながら「ありがとうございました。ありがとうございました。」と繰り返した。父親も捜査係長と固い握手を交わし、男泣きに泣いていた。

警察署を後にする父娘の姿を今も鮮明に覚えている。何度も振り返り頭を下げる父親、笑顔で手を振る彼女、そして父親は娘の頭を満足そうに撫でていた。そこには絶望の底から這い上がり、新しい未来を手に入れた父娘の絆があった。

その後、学校でも保健室から教室へ戻ることができた。数ヶ月後、一人で通学できるようになったとのことであった。これまでの生活を維持するのは、並大抵の努力ではない。父親や学校の協力は、何より心強い支えであったと思う。

また、被害者自身が心の奥の辛さを引き出し、共に立ち向かう勇気の大切さを改めて痛感した。正直、被害者に向かう時は自分自身も心が傷つく。相手に二次被害を与えるのではないかと不安になる。しかしそれは犯人逮捕のために、そして何より被害者自身の未来を取り戻すために、乗り越えなければならない痛みでもあると、思えるのである。崩れかけた一つの未来が、たくさん思いに支えられ、また輝きを取り戻した。その力になれたことを誇りに思う。これからも警察官として、一人の人間として、この充実感を心の糧に被害者支援を行っていきたい。

## ② 被害少年の保護

### ● 被害少年への支援活動

心身ともに未成熟な少年が、犯罪、いじめ、児童虐待等による被害に遭った場合、それによって受ける精神的ダメージは大人に比べて非常に大きく、また、大人のように苦しい心のうちを言葉などで表現して自由に発散する術をもたないことから、心の傷は大人以上に根の深いものとなりがちです。

こうした精神的ダメージにより、問題行動等に走ったり、最悪の場合には自殺に追い込まれるなど、少年の健全な育成を害されるケースが多くあります。

警察では、少年の特性に配意しながら、犯罪等により被害を受けた少年（被害少年）の精神的ダメージを軽減し、その立ち直りを支援する活動を推進しています。

### 専門職員等による継続的な支援活動

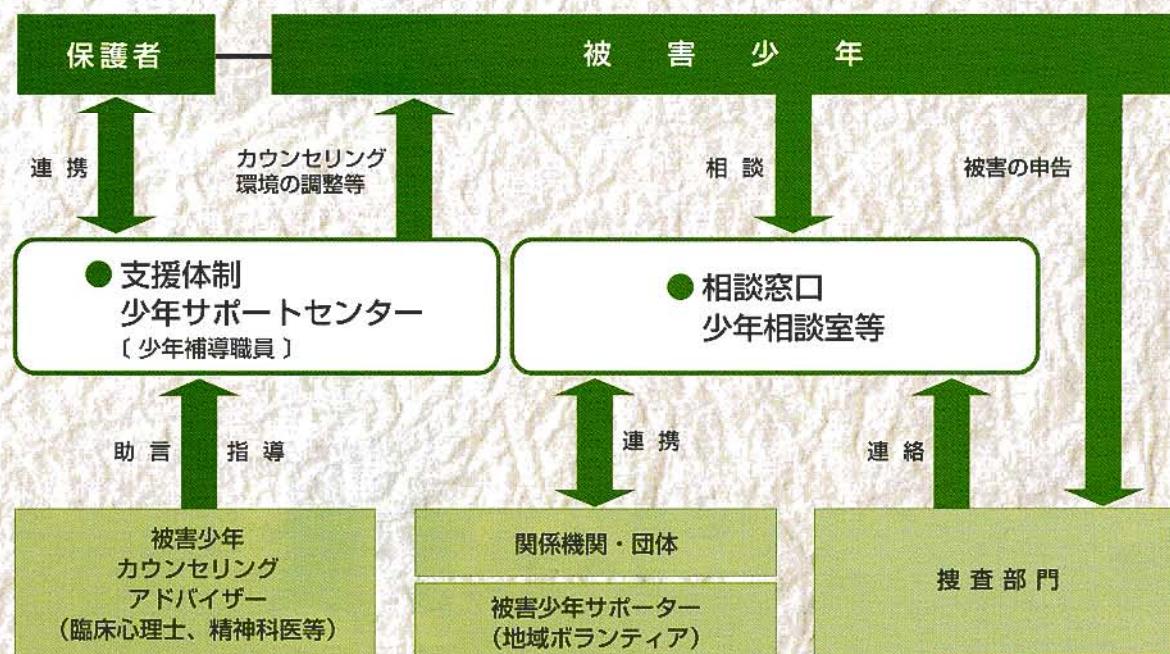
少年の被害時の状況や、精神的ダメージの程度等を総合的に判断し、被害からの回復のために「継続的な支援が必要」と認められた場合には、保護者や関係機関・団体などと協力して少年が立ち直りやすいような家庭を含む周囲の環境を調整したり、適切な助言・指導やカウンセリングを行うなど、精神面・環境面の双方における継続的な支援を行っています。

こうした活動は、少年の特性・心理に関する知識やカウンセリングに関する技能等を有する少年補導職員が中心的な担い手となっています。

また、臨床心理士、精神科医師等の部外専門家を「被害少年カウンセリングアドバイザー」として委嘱し、支援に当たって助言を受けながら活動しています。

さらに、きめ細やかな訪問活動等を行う地域におけるボランティアを「被害少年センター」として委嘱し、支援を担当する警察職員と一体となって活動しています。

### ● 被害少年への支援活動



## ② 被害少年の保護

### 少年相談窓口の充実

被害少年の悩みごと、困りごと等の相談に適切に対応するため、各都道府県警察において、少年相談のための専用の窓口を設け、面接相談等を受け付けています。また、相談者がより利用しやすいように、「ヤング・テレホン・コーナー」等の名称で電話による相談窓口を設けたり、ファックスの設置やフリーダイヤルの導入、メールでの相談受理等も進めています。

少年又はその保護者等から相談があった場合には、内容に応じ助言その他の援助が行われ、継続的な支援が必要なものについては、支援担当者に引き継がれます。また、他の機関において取り扱うことが適当と認められる場合には、それらの引継先、連絡方法が教示されるなど、引継ぎが確実に行われるようになっています。

面接の場所は、できる限り他人の目に触れず、話し声が聞こえないような、相談者が落ち着ける少年相談室等で行われます。

相談担当者は、相談者が安心して自ら話せるように配慮し、また、相談者の年齢、性別、性格等に応じ、分かりやすい言葉で指導・助言を行います。

このように、相談や支援の担当者は、被害少年の支援に当たり、その心情に対して十分に配慮するとともに、秘密を保持しますので、安心して相談することができます。

また、児童ポルノ画像を撮られた被害児童からの相談に応じるほか、インターネットに掲載された児童ポルノ画像についてサイト管理者等に削除依頼するなど、児童ポルノ事犯の被害児童に対する相談・支援活動も推進しています。

### 少年サポートセンター

被害少年の支援は、それぞれのケースについて息の長い取組みが必要です。

そこで、警察では、少年補導職員を中心とする少年問題の専門組織である「少年サポートセンター」をすべての都道府県警察に設置して、よりよい支援活動を実施するための組織的な取組みに努めています。

少年サポートセンターを設けるに当たっては、少年や保護者等に心理的圧迫を与えないよう、警察以外の場所への設置を進めており、警察施設に設置する場合でも専用の出入り口や専用の相談室を設けるなどの配慮を行っています。

少年サポートセンターは、都道府県警察本部所在地及び主要な都市を中心に設置され、被害少年やその保護者等に対する支援活動を行うとともに、さまざまな角度から被害少年の立ち直りのための支援を行うため、学校や児童相談所などの関係機関やボランティアとのネットワークづくりにも取り組んでいます。



少年サポートセンター

## ● 児童虐待への対応

児童虐待は、人格形成期にある児童の心身に深刻な影響を及ぼす重大な問題であることから、警察では、児童虐待の防止等に関する法律の趣旨を踏まえ、児童相談所等の関係機関と連携し、児童の安全確認と安全確保を最優先にした対応を行っています。

### 早期発見と通告

早期発見の徹底を期するとともに、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに児童相談所等に通告しています。

### 援助要請への対応

児童相談所長等から警察署長への援助が要請された場合は、対応の方法、役割分担等を協議し、事案に即した適切な援助を実施しています。

### 児童の支援

児童相談所等の関係機関との適切な連携と役割分担の下で、専門職員等による児童のカウンセリング、保護者に対する助言・指導等を実施しています。

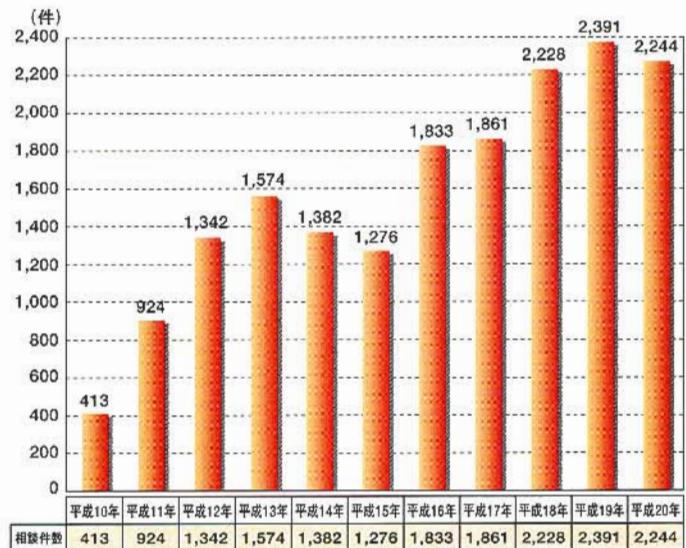
### 適切な事件化

事件として取り扱うべき事案については適切に事件化しています。

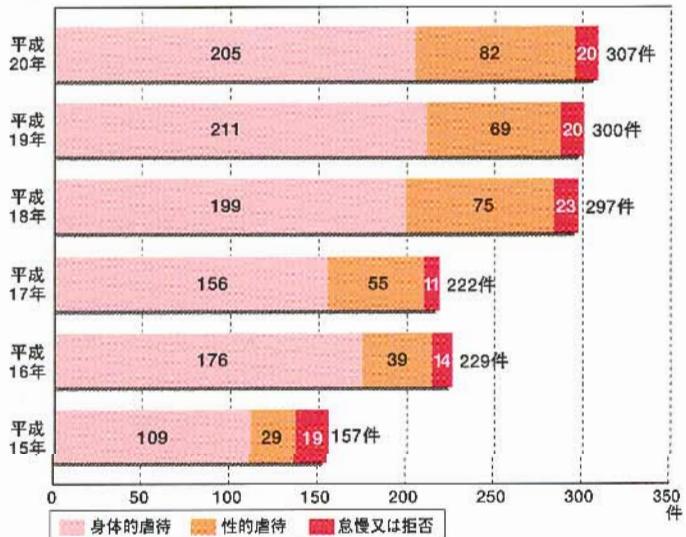
### 関係機関との連携強化

児童相談所長をはじめ、保健医療機関、学校、民間被害者支援団体等関係機関・団体との実質的かつ効果的な連携をより一層強化しています。

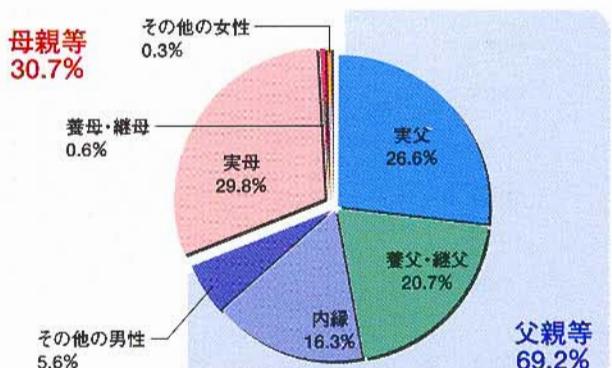
### ● 児童虐待の少年相談件数の推移



### ● 児童虐待事件の検挙件数



### ● 加害者と被害者の関係 (平成20年)



注:「その他の男性・女性」は、祖父母、伯(叔)父母、父母の友人・知人等で保護者と認められる者。

### ③ 暴力団犯罪の被害者への対応

#### 被害者支援の現状

暴力団犯罪の被害者は、警察に相談することによって暴力団員から「お礼参り」や嫌がらせを受けるのではないかとの不安を抱いている場合が少なくありません。

そこで、警察では、こうした被害者の安全を確保しつつ、積極的な被害の申告を促すため、専用電話を開設するなどして暴力団関係相談の受理体制を整備し、相談者の不安感が払しょくされるよう助言を行うとともに、事件検挙、暴力団対策法の規定に基づく中止命令等の発出、警告等の措置を講じているほか、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）や各弁護士会民事介入暴力対策委員会等とも連携しつつ、事案の内容に応じて適切な解決がなされるよう努めています。

また、暴力団犯罪の被害者からの申出に基づいて、

##### 暴力団員への連絡や連絡先の教示

##### 被害回復交渉についての助言

##### 被害回復交渉を行う場所としての警察施設の供用

などの援助を行うことにより、暴力団犯罪による被害の回復を図っています。

さらに、これらの暴力団犯罪の被害者や参考人の安全を確保するため、被害者等との連絡を密にし、状況に応じて自宅や勤務先における身辺警戒やパトロールを強化するなどして、危害を未然に防止するよう努めています。

#### ● 暴力団関係相談受理件数の推移



#### 損害賠償請求制度について ～被害者側の立証負担の軽減

平成20年、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正により、指定暴力団員がその暴力団の名称を示すなどして資金獲得行為を行うに際して、他人の生命、身体又は財産を侵害した場合には、その指定暴力団の代表者等が、これによって生じた損害を賠償する責任を負う事が規定されました。

この規定により、例えば、

- 指定暴力団員による恐喝の被害に遭った
- 指定暴力団員から要求されたみかじめ料の支払を断ったために、暴力行為を受けた

などの被害を受けた場合に、これまでよりも、損害賠償請求を行う際の被害者側の立証負担が軽減されます。

#### 都道府県センターとの連携

都道府県センターでは、警察その他の関係機関等との連携の下、暴力追放相談委員として委嘱された弁護士、少年指導委員、保護司、元警察職員等がそれぞれの専門的知識、経験を生かして暴力団員による不当な行為に関する相談に応じるとともに、暴力団員による不当な行為の被害者に対する見舞金の支給、暴力団員を相手取った民事訴訟の費用の貸付け等の事業を行っています。

都道府県センターや警察署では、「民暴相談のしおり」を配布し、その事業内容等を紹介しています。



## ④ 交通事故被害者への対応

### 交通事故被害者の現状

全国の人身交通事故発生件数は、平成20年中は、76万6,147件、また、交通事故による死傷者は、95万659人を数えています。

交通事故の被害者（遺族を含む。以下同じ。）が受けたる被害については、生命、身体、財産上の被害及び経済的被害に加え、精神的被害も深刻であり、これを回復、軽減するため各種の支援を推進しています。

### 交通事故被害者からの相談への対応

各都道府県警察本部及び警察署においては、「交通相談係」の表示を掲げて相談窓口を設置しています。

この「交通相談係」では、交通事故の当事者からの相談に応じて、

保険請求、損害賠償請求制度の概要の説明

被害者援助、救済制度の概要の説明

各種相談窓口、被害者支援組織、カウンセリング機関の紹介

示談、調停、訴訟の基本的な制度、手続等の一般的事項の説明

などを行っています。

### 交通事故被害者への情報提供

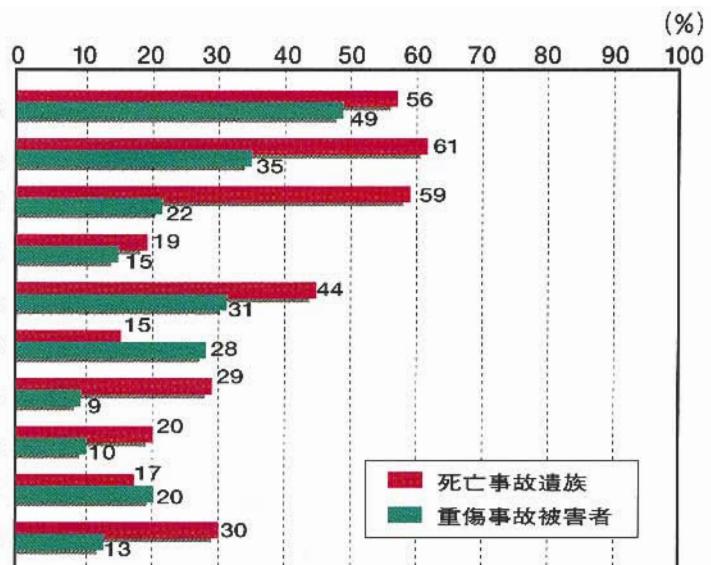
「被害者連絡制度」により、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の重大な交通事故事件の被害者又はその遺族を対象として、事件を担当する捜査員が、捜査状況、検挙状況及び処分状況等について連絡を行っています。

また、被害者や遺族の方から事故の概要等について説明を求められた場合には、「被害者連絡制度」対象事件以外の交通事故であっても、捜査上及び関係者に人権保障上支障のない範囲で適切な対応に努めています。

さらに、交通事故の被害者等から加害者の行政処分に係る意見の聴取等の期日や行政処分結果について問い合わせがあった場合には適切な情報の提供を行っています。

### ● 交通事故被害者と遺族の精神的苦痛の様子

交通事故被害実態調査研究報告書（平成11年6月）より



平成7年、8年に発生した死亡事故の遺族約500人、重傷事故の被害者約650人についてアンケート調査を行ったもの

## ④ 交通事故被害者への対応

### 都道府県交通安全活動推進センター

都道府県交通安全活動推進センター（都道府県交通安全協会内）で交通事故相談業務を実施しており、交通事故被害者（遺族を含む。以下同じ。）等からの交通事故相談に応じています。

交通事故被害者は、交通事故により、身体的、経済的被害のほか、精神的被害を受けることが多いことから、この交通事故被害者に対する支援として、交通事故の保険請求、損害賠償請求、示談等の経済的被害の回復に関するだけでなく、カウンセリング等の精神的被害の回復に関する内容とする交通事故相談を実施する必要があります。そこで、都道府県交通安全活動推進センターでは、職員のほか、弁護士、カウンセラーを相談員として配置し、交通事故の保険請求、損害賠償請求、示談等の経済的被害の回復に関する相談に応じるだけでなく、交通事故による精神的被害の回復に関しても、交通事故被害者からの相談に応じ、適切な助言をしています。

平成20年度の全国の都道府県交通安全活動推進センターにおける交通事故相談の実施状況をみると、経済的被害の回復に関する相談を中心として、約1万8千回の相談に応じています。

なお、体制については、同年度中に相談員総数224人となっています。

### 交通事故検査における二次的被害の防止

### 被害者の心情に配意した適切な対応

検査過程における被害者に対する二次的被害を防止するため、事情聴取や被害者連絡等の実施に当たっては、被害者の心情に配意した適切な対応に努めています。

また、各都道府県警察本部の交通検査担当課に被害者連絡調整官を設置し、被害者連絡の組織的かつ一貫な対応を確保するための体制を整備するとともに、交通事故の被害者の心情に配意した対応を適切に実施するための教養の強化に努めています。

### 事故原因の徹底究明に向けた適正な交通事故事件検査の推進

最近、交通事故事件検査の在り方をめぐって、交通事故の被害者から、「警察の事故原因の追及が不十分」との指摘がなされる事例が見受けられています。警察ではこれらの声を真に受け止め、各都道府県警察本部の交通検査担当課に交通事故事件検査統括官及び交通事故鑑識官を設置し、悪質な交通事故事件、事故原因の究明が困難な交通事故事件等について、組織的かつ重点的な検査並びに正確かつ綿密な実況見分及び鑑識活動を行う体制を整備するなど交通事故事件検査体制の質的な強化に努めています。

また、交通事故多発交差点に交通事故自動記録装置を設置し、被害者が死亡したり重体等で事情聴取ができない事故や当事者の言い分が食い違う事故に対し、重点的に活用するなどし、組織的かつ科学的な検査を実施して、事故原因の徹底究明を図っています。

### 被害者から事情聴取を行う場合の配意

被害者から事故の事情聴取を行う場合には、その言い分を十分に聴取するとともに、遺族調書等を作成する場合においても、その意向に十分配意して、適切な時期に作成するなど、その心情に配意した検査活動に努めています。

## ⑤ 配偶者からの暴力事案、ストーカー事案の被害者への対応

### 女性・子どもを守る 施策実施要綱に基づいた対応

平成11年12月に「女性・子どもを守る施策実施要綱」を制定し、同要綱に基づいて、配偶者からの暴力事案、ストーカー事案については、重大な犯罪の未然防止を図るとともに、被害に遭った女性・子どもの立ち直りを支援するため、積極的な対応を推進しています。

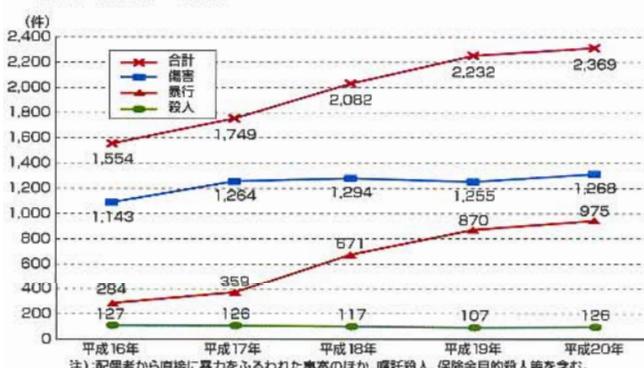
具体的には、

刑罰法令に抵触する事案については、被害者の意思を踏まえ、検挙その他の適切な措置を講じる。

刑罰法令に抵触しない事案についても、事案に応じて、防犯指導、自治体の関係部局、弁護士等の他機関への紹介等の方法により、適切な自衛・対応策を教示するとともに、必要があると認められる場合には、相手方に指導・警告等を行う。

という対応方針を定めており、現在も、同要綱に基づいた取組みを推進しています。

### ● 夫から妻（内縁関係にある者を含む）への暴力の検挙数 (殺人、傷害及び暴行)



### 配偶者からの 暴力事案への対応

配偶者からの暴力事案には、平成13年に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」により、裁判所が被害者の申立てにより保護命令を発することができます。警察では、この際に、裁判所へ書面を提出したり、保護命令を受けた申立人に対して防犯指導等を行っています。また、保護命令違反その他の法令違反による検挙、警察官による暴力の制止、関係機関・団体との連携強化等により積極的に取り組んでいます。

また、警察では、被害者からの申出により配偶者からの暴力被害を防ぐため、以下の援助を行っています。

#### 被害を自ら防止するための措置の教示

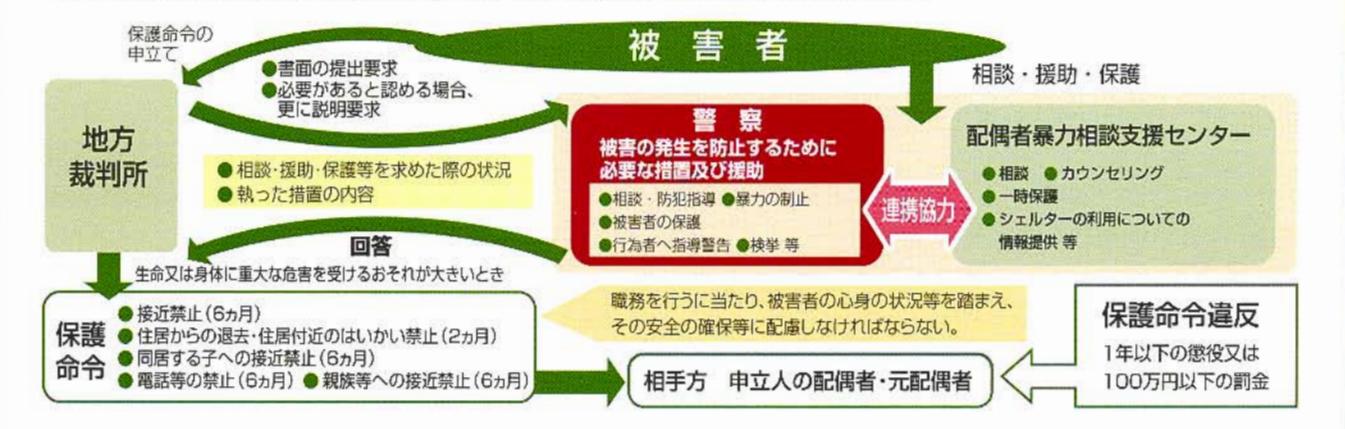
#### 住所又は居所を知られないようにするための措置

#### 被害防止交渉に関する事項についての助言

#### 加害者への被害防止交渉のための必要な事項の連絡

#### 被害防止交渉を行う場所として警察施設の利用

### ● 「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」の概要



## ⑤ 配偶者からの暴力事案、ストーカー事案の被害者への対応

### ストーカー事案への対応

ストーカー行為は、それ自体、被害者の生活の平穏を害する行為であるとともに、行為が次第にエスカレートし、被害者に対する暴行、傷害、ひいては殺人等の凶悪犯罪にまで発展するおそれのあるものです。警察においては、ストーカー事案に関する多数の相談を受理しています。

#### ● 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の概要

平成12年5月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が成立し、同年11月24日から施行されました。

同法では、つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政上の措置、ストーカー行為に対する処罰及び被害者が自ら被害を防止するための援助措置について定められています。

#### 1. つきまとい等

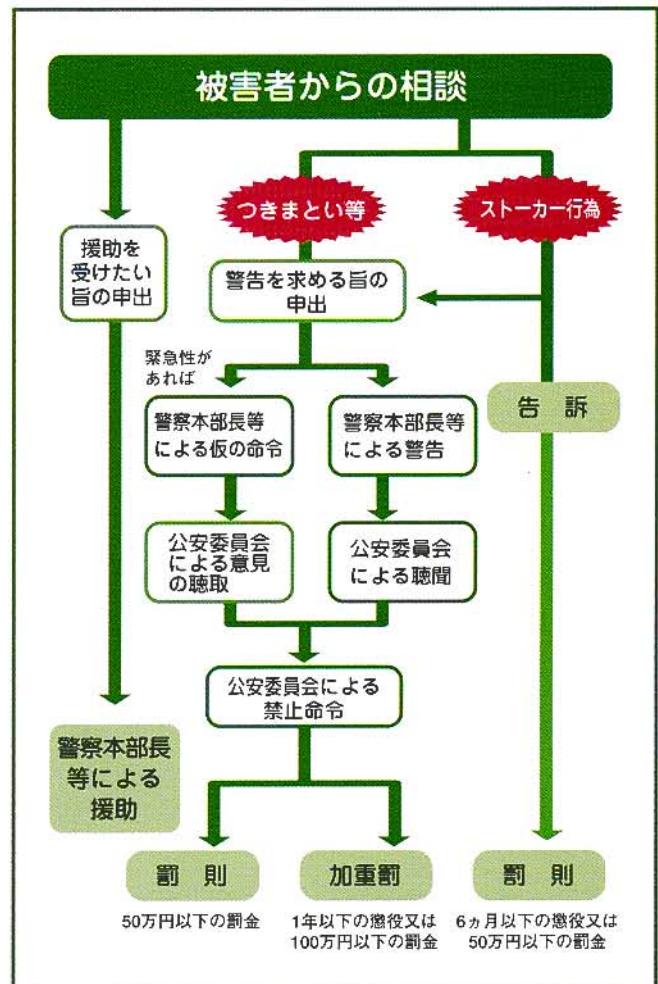
特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかつたことに対する怨恨の感情を充足する目的で、次の行為を行うこと

- ①つきまとい・待ち伏せ・押し掛け
- ②監視していると告げる行為
- ③面会・交際の要求 ④乱暴な言動
- ⑤無言電話等 ⑥汚物などの送付
- ⑦名誉の侵害 ⑧性的じゅう恥心の侵害

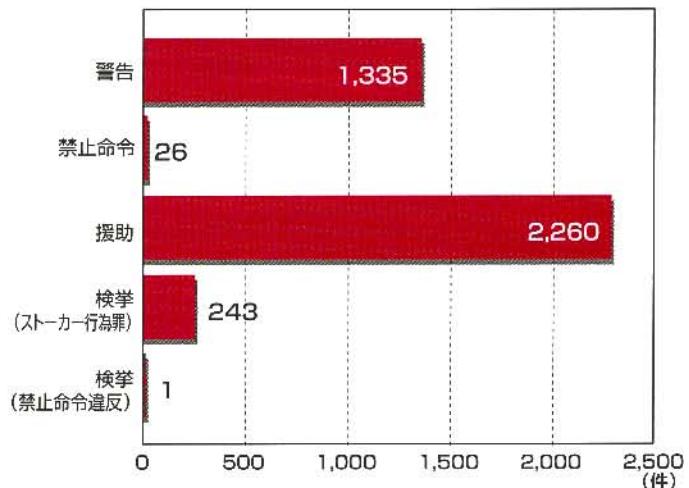
#### 2. ストーカー行為

同一の者に対し、つきまとい等を反復して行う行為

①～④までの行為については、身体の安全、住居等の平穏もしくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限定される。



#### ● ストーカー規制法の適用状況(平成20年)



# 5. 関係機関・団体等との連携

## 財団法人犯罪被害救援基金

財団法人犯罪被害救援基金は、昭和56年5月に広く国民から募った净財を基に設立されました。

主な事業として、犯罪被害者遺児に対する奨学金の給与を行っているほか、生活相談、民間被害者支援団体に対する様々な協力も行っており、我が国の犯罪被害者支援の充実に寄与しています。

被害者支援に関する広報啓発

電話相談、面接相談

病院や裁判所等への付添い

被害者自助グループ(遺族の会等)への支援

ボランティア相談員の養成及び研修

## 全国被害者支援ネットワーク

「全国被害者支援ネットワーク」(平成18.9.7NPO法人認証)は、犯罪被害者等早期援助団体及びその指定を目指す民間被害者支援団体で構成される非営利法人で、以下のような事業を行っています。

犯罪被害者支援に関する広報・啓発

民間被害者支援団体の支援スタッフの研修

全国各地における民間被害者支援団体設立の推進と連携

被害者・遺族の自助グループ支援と連携

スタッフ研修等を通して、各都道府県の民間被害者支援団体(加盟団体)の事業水準の向上に寄与しています。

また、平成15年より、全国被害者支援ネットワークの活動開始の契機となった「犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウム」(平成3年)が開催された10月3日を「犯罪被害者支援の日」と定め、各種キャンペーンを行っています。

※NPO法人全国被害者支援ネットワーク

<http://www.nnvs.org>

## 犯罪被害者等早期援助団体

都道府県公安委員会は、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる非営利法人を、犯罪被害者等早期援助団体として指定することができます。

犯罪被害者等早期援助団体の行う事業は

犯罪被害者等の支援に関する広報活動及び啓発活動

犯罪被害者等給付金の裁定の申請補助

犯罪被害等に関する相談

物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法による犯罪被害者等の援助

です。

犯罪被害等を受けた直後の被害者は、混乱やショック状態にあって、自ら必要性を判断して援助を要請することが困難な場合等があることから、犯罪被害者等早期援助団体から被害者に対して能動的にアプローチして援助を行うことができるよう、警察本部長等は、犯罪被害者等早期援助団体に対し、被害者の同意を得て、当該被害者の氏名及び住所その他当該犯罪被害の概要に関する情報を提供することができることとされています。

平成22年1月現在、全国で29団体の犯罪被害者等早期援助団体が指定され、また、これらの団体のうち、寄付金控除等の対象となる特定公益増進法人に平成22年1月現在、5団体、公益社団法人に4団体が認定されています。

## 各都道府県の民間被害者支援団体 (全国被害者支援ネットワーク加盟団体)

全国被害者支援ネットワークに加盟している民間被害者支援団体が、平成22年1月現在で、すべての都道府県において設立されており、これらの団体は、警察等の関係機関との連携を図りながら、以下の活動を行い、被害者の精神的被害の回復など被害の早期軽減に大きな役割を果たしています。

## 警察と関係機関・団体等とのネットワーク

被害者のニーズは、生活上の支援をはじめ、医療、公判にすることなど極めて多岐にわたっています。したがって、警察においてそのすべてに対応することはできず、総合的な被害者支援を行うためには、司法、行政、医療、報道機関等の被害者支援に関する機関・団体等が相互に連携していくことが必要です。

こうした考え方に基づき、警察のほか、関係機関・団体、県等で構成する「被害者支援連絡協議会」が全都道府県に設立されています。この連絡協議会の下、各機関・団体等の緊密な連携と協力により、被害者のニーズに対応した支援活動を推進しています。

さらに、個々の事案において、被害者の具体的なニーズを把握し、よりきめ細かな支援を行うために、警察署を単位とした連絡協議会（被害者支援地域ネットワーク）を構築しています。

## 社会全体で被害者を支える 気運の醸成に向けた取組み

被害者が受けた被害の軽減、回復には、周囲の方の理解や共感、配慮、協力がとても大切です。

地域社会において、被害者が受けた痛み、命の大切さ、支援の必要性等に理解が深まれば、被害者への配慮や被害者支援への協力が促進されるとともに、「犯罪を許さない」という気運が社会全体に醸成され、安全で安心して暮らせる地域社会づくりにも寄与することが期待されています。

そこで、警察では、民間の被害者支援団体等と連携して、被害者支援の重要性や犯罪被害の実態等に関する広報啓発活動を行っています。

## その他の被害者支援の取組みについて

警察以外においても、様々な被害者支援のための取組みが行われています。

全国の地方検察庁では、被害者専用の相談電話（被害者ホットライン）を設置しています。

また、国土交通省では、居住の安定を図るために公営住宅への入居に際し、被害者に対して優先的に取り扱うこととしています。

その他、日本司法支援センター（法テラス）では、被害者支援業務に精通した弁護士の紹介などを行ったり、弁護士会では、被害者に対する無料法律相談を実施しています。

- 法務省のHP

<http://www.moj.go.jp/KEIZI/keiji11.html>

法務省のホームページ「犯罪被害者の方々へ」のコーナーでは、被害者等通知制度を始めとした被害者保護と支援のための制度について紹介されています。

- 検察庁「犯罪被害者の方々へ」HP

<http://www.kensatsu.go.jp/higaisha/index.htm>

- 法テラス（日本司法支援センター）HP

<http://www.houterasu.or.jp>

- 内閣府（犯罪被害者等施策推進室）HP

<http://www8.cao.go.jp/hanzai/index.html>

内閣府のホームページ（犯罪被害者等施策）のコーナーでは、犯罪被害者等基本計画全文、これまでの有識者や関係省庁等で行われた検討状況について紹介されています。



犯罪被害者支援のための広報啓発行事

## ● NPO法人全国被害者支援ネットワークに加盟する民間被害者支援団体一覧表

平成22年1月

N	法	名 称	所在地	設立	法 人	相談電話	受付日時	備 考
1	社	北海道家庭生活総合カウンセリングセンター (北海道被害者相談室)	北海道	9.5	(S45.12)	011-232-8740	月～金 10時～16時	指定H19.3.30
2	社	あおもり被害者支援センター	青 森	19.9	19.10	017-721-0783	月～金 12時～16時 第3土 12時～16時	
3	社	いわて被害者支援センター	岩 手	13.10	20.7	019-621-3751	月～金 13時～17時	
4	社	みやぎ被害者支援センター	宮 城	12.4	15.3	022-301-7830	火、水、木、金 10時～16時	指定H16.4.1 特増H17.10.12
5	社	秋田被害者支援センター	秋 田	13.4	15.8	018-832-8010 0120-628010	月～金 10時～16時	指定H17.4.1
6	社	やまがた被害者支援センター	山 形	16.5	19.4	023-642-7830	月～金 10時～16時	指定H19.11.15
7	社	ふくしま被害者支援センター	福 島	19.7	19.12	024-533-9600	月～金 10時～16時	指定H21.3.10
8	社	被害者支援都民センター	東 京	4.3	12.4	03-5287-3336	月、木、金 9時30分～17時30分 火、水 9時30分～19時	指定H14.5.24 特増H14.11.28
9	社	いばらき被害者支援センター	茨 城	7.7	13.11	029-232-2736	月～金 10時～16時	指定H14.12.9
10	社	被害者支援センターとちぎ	栃 木	17.3	17.6	028-643-3940	月～金 10時～16時	指定H21.7.22
11	N	被害者支援センターすてっぴぐんま	群 馬	10.7	16.4	027-243-9991	月～金 10時～15時	指定H20.7.31
12	社	埼玉犯罪被害者援助センター	埼 玉	14.2	16.4	048-834-8080	月～金 10時～16時	指定H17.4.1
13	社	千葉犯罪被害者支援センター	千 葉	16.2	18.4	043-302-5230	月～金 10時～16時	指定H20.4.1
14	N	神奈川被害者支援センター	神奈川	13.5	14.10	045-328-3725	月～金 10時～16時	認定NPO H19.7.1 指定H20.3.26
15	公	にいがた被害者支援センター	新 潟	18.2	18.8	025-281-7870	月～金 10時～16時	公益H21.3.26
16	社	被害者支援センターやまなし	山 梨	18.10	19.4	055-228-8622	月～金 10時～16時	
17	N	長野犯罪被害者 ・長野相談室 ・中信地区相談室 ・飯田相談室	長 野	11.5 16.7 16.7	15.6	026-233-7830 0263-73-0783 0265-53-0783	月～金 10時～16時 第2・第4金 10時～19時	転送電話により、 いずれかの相談室 で受理できる
18	N	静岡犯罪被害者支援センター	静 岡	10.5	13.7	054-209-5533	月～金 10時～16時	指定H19.9.27
19	—	とやま被害者支援センター	富 山	18.9	21.6	076-413-7830	月～金 10時～16時	
20	N	石川被害者サポートセンター	石 川	9.3	15.11	076-234-7830	火、木 18時～21時 水、金、土 12時～18時	
21	公	福井被害者支援センター	福 井	13.11	14.2	0776-88-0800 0120-783892	月～土 10時～16時	指定H21.9.11 公益H21.4.1
22	公	ぎふ犯罪被害者支援センター	岐 阜	16.6	21.6	058-268-8700 0120-968-783	月～金 10時～16時	公益H21.12.1
23	社	被害者サポートセンターあいち	愛 知	10.2	10.2	052-232-7830	月～金 10時～16時	指定H16.3.26 特増H18.2.17
24	公	みえ犯罪被害者総合支援センター	三 重	17.10	18.3	059-221-7830	月～金 10時～16時	指定H19.4.2 公益H21.11.2
25	N	おうみ犯罪被害者支援センター	滋 賀	12.6	13.9	077-525-8103	月～金 10時～16時	指定H21.7.16
26	社	京都犯罪被害者支援センター	京 都	10.5	12.4	075-451-7830 0120-607830	月～金 13時～18時	指定H15.10.17 特増H17.1.25
27	N	大阪被害者支援アドボカシーセンター	大 阪	8.4	14.2	06-6774-6365	月～金 10時～16時	指定H20.9.17
28	N	ひょうご被害者支援センター	兵 庫	14.1	14.6	078-367-7833	火、水、金、土 10時～16時	指定H21.9.25
29	社	なら犯罪被害者支援センター	奈 良	13.9	19.3	0742-24-0783	月、火、水、金、土 10時～15時	指定H21.10.29
30	N	紀の国被害者支援センター	和 歌 山	9.5	13.12	073-427-1000	月～金 12時～16時 木は別に 18時～21時	
31	—	どつとり被害者支援センター	鳥 取	20.10	20.12	0857-30-0874	月～金 10時～16時	
32	—	島根被害者サポートセンター	島 根	13.10	21.12	0120-556491	月～金 10時～16時	
33	社	被害者サポートセンターおかやま	岡 山	15.11	18.1	086-223-5562	月～土 10時～16時	
34	社	広島被害者支援センター	広 島	16.2	17.6	082-544-1110	月、水、木、土 10時～16時	指定H19.12.26
35	N	被害者支援センターhardtラインやまぐち	山 口	12.10	18.3	083-974-5115	月、水、木、金 10時～15時 火 19時～21時	
36		徳島被害者支援センター	徳 島	21.4	—	088-678-7830	月、水～金 9時～16時	
37	N	被害者支援センターかがわ	香 川	15.4	20.2	087-897-7799	月～金 10時～16時	
38	N	被害者こころの支援センターえひめ	愛 媛	13.3	14.6	089-905-0150	木、土 10時～16時	
39	N	こうち被害者支援センター	高 知	19.3	19.7	088-854-7867	月～金 10時～16時	
40	N	福岡犯罪被害者支援センター	福 岡	12.4	14.11	092-477-3156	月～金 10時～16時	指定H21.9.10 認定NPO H17.11.24
41	N	被害者支援ネットワーク佐賀VOISS	佐 賀	12.4	14.5	0952-41-2535	月、火、水、金 10時～17時 水 13時～17時	
42	N	長崎被害者支援センター	長 崎	15.3	15.6	095-820-4977	火～土 10時～16時	指定H20.12.10
43	公	くまもと被害者支援センター	熊 本	15.3	15.4	096-386-1033	月～金 10時～16時	指定H17.4.1 公益H21.12.1
44	社	大分被害者支援センター	大 分	15.7	18.9	097-532-7711	月～金 10時～16時	指定H21.3.23
45	社	宮崎犯罪被害者支援センター	宮 崎	16.2	16.3	0985-38-7830	月～金 10時～16時	指定H17.11.17 特増H19.2.5
46	社	かごしま犯罪被害者支援センター	鹿児島	17.3	18.3	099-226-8341	火～土 10時～16時	指定H19.7.3
47	公	沖縄被害者支援ゆいセンター	沖 縄	14.4	16.3	098-866-7830	月～金 10時～16時	指定H19.12.13 公益H21.11.26

※法人～N:特定非営利活動法人、社:社団法人(特例民法法人)、公:公益社団法人、ー:一般社団法人

備考～指定:犯罪被害者等早期援助団体(29団体)、特増:特定公益増進法人(5団体)、公益:公益社団法人(6団体)

# 6. 被害相談電話一覧表

警察では、性犯罪、少年、悪質商法、暴力団、交通事故等に関する相談について、

**全国統一の相談専用電話 「#(シャープ)9110番」**

により受け付けています。

そのほか、表のとおり、警察本部において個別の相談電話を設けているほか、暴力団、交通事故に関する相談については、それぞれ暴力追放運動推進センター、交通安全活動推進センターにおいても受け付けています。

なお、これ以外にも警察署などに相談電話を設けているところもあります。

	被害者の心の悩み	性 犯 罪	痴 漢	少 年	悪 質 商 法	暴 力 団	交 通 事 故	そ の 他
北海道		0120-756310 0120-677110		0120-677110		011-222-0200 0120-210490	011-233-2543	011-241-9110 (警察相談電話)
青 森		0120-897834		0120-587867		017-735-9110 017-723-8930	017-734-9235 017-782-5012	
岩 手		0120-797874		019-651-7867 0197-65-2400		019-653-0110 0120-244893	019-652-4597	
宮 城		022-221-7198	022-266-9669	022-221-7867 022-222-4970	022-261-1110	022-222-8930 0120-818930		022-275-9255 (県交通事故相談所)
秋 田		0120-028110		018-824-1212	018-823-0110	018-862-0110 0120-893184	018-864-9110	018-836-7804 (県生活センター)
山 形		023-615-7130		023-642-1777	023-642-4477	023-622-4525 0120-893040	023-655-6360	023-630-3047 (県交通事故相談所)
福 島		0120-503732	024-932-1640	0120-795110 024-536-4141		024-533-8930 0120-718930	024-591-5038	
警 視 庁	03-3597-7830	03-3597-7830	03-3581-4321 (内7450-3634) (内37717) (内37747) (内7951-3775)	03-3580-4970	03-3581-4321 (内33633)	03-3580-2222 03-3291-8930 0120-893240	03-3593-0941 03-3592-1234	
茨 城		029-301-0278	029-221-2714	029-301-0900	029-301-7379	029-228-0893	029-247-3566	
栃 木		0120-710873		0120-874152	028-624-1110	028-622-2424 028-627-2600	028-622-8483	
群 馬	027-221-7777	027-224-4356		027-254-3741	027-224-8080	027-223-9386 027-254-1100		027-243-2511 (県交通事故相談所)
埼 玉	0120-381858	0120-381858	048-641-4223	048-865-4152 048-861-1152		048-834-2140	048-824-3050	
千 葉		043-223-0110	0120-048224	0120-783497		043-254-8930	043-271-8481	
神奈川		045-681-0110	045-461-0110	0120-457867 045-641-0045	045-651-1194	0120-797049 045-201-8930	045-211-2574	045-311-4727 (かながわ犯罪被害者 リポートステーション)
新潟		025-281-7890		025-285-4970 0258-36-4970 025-526-4970		025-241-8110	025-285-3756	025-280-5750 (県交通事故相談所)
山 梨		055-224-5110	055-235-5396	055-235-4444 0555-22-4444		055-227-5420	055-233-0374 055-280-5550	
長 野	026-234-8110	026-234-8110	026-226-4358 0263-32-2898	026-232-4970		026-235-1224 026-235-2140	026-292-9750	
静 岡		0120-783870	054-255-3197 053-452-0318 055-962-1345	0120-783410		0120-548930 0120-508930	054-251-4765	
富 山		0120-728730	076-432-6710	0120-873415 0120-327867	076-442-0110	076-441-2211 076-431-8930	076-444-4400 076-442-5010	
石 川		076-225-0281		0120-497556 076-225-0330		076-260-8930 076-266-1100	076-238-0496	076-225-0555 (外国人専用)
福 井		0120-292170 0776-29-2110		0120-783214 0776-24-4970	0776-24-4194	0776-22-2880 0120-214893	0776-22-0465	
岐 阜	0120-870783	0120-870783		0120-783800 0120-783802	058-272-9110	058-274-7444 0800-200-8930	058-272-9110 058-271-5278	0120-794310 (ストーカー)

斜体字は暴力追放  
運動推進センター

斜体字は交通安全  
活動推進センター

	被害者の心の悩み	性犯罪	痴漢	少年	悪質商法	暴力団	交通事故	その他
愛知	052-954-8897	0120-677830	052-561-0184 (列車内)	0120-786770 052-951-7867	052-951-4194	052-951-7700 052-953-3000	052-981-7587~9	052-961-0888 (ストーカー)
三重		059-224-9110		0120-417867		059-228-8704 0120-318930	059-223-1331 059-223-1333	
滋賀	077-521-8341	077-521-8341		057-007-8310 077-521-5735 0749-52-0114		077-527-2140 077-525-8930	077-585-2750	
京都		075-411-0110	075-682-0913 (鉄道関係)	075-841-7500	075-451-9449	075-451-6888 075-451-8930	075-411-0056~7	075-414-0110 (警察総合相談室)
大阪		06-6941-0110	06-6885-1234	06-6772-7867	06-6941-4592	06-6941-1166 06-6946-8930	06-6941-6983	06-6937-2110 (ストーカー)
兵庫	0120-338274	078-351-0110	078-382-0530 078-222-1100 079-224-0110	0120-786109	078-371-9110	0120-208930 078-362-8930	078-371-2262	078-371-7830 (ストーカー)
奈良		0742-24-4110		0742-22-0110 0744-27-4544	0742-24-9441	0742-25-0110 0742-24-8374	0744-23-4400	0742-23-1108 (総合相談電話)
和歌山		073-432-0110		073-425-7867	073-423-4194	073-423-8704 073-422-8930	073-473-0110 073-473-3249	073-432-0110 (警察安全相談)
鳥取		0857-22-7110		0857-29-0808		0857-27-9110 0120-198930		
島根		0120-110267		0120-786719	0852-27-4649	0852-21-9302 0852-21-8938	0852-36-6338	0852-24-9110 (ストーカー)
岡山		0120-001797		086-231-3741	086-231-9449	086-233-8930 086-233-2140	086-224-3003	086-233-8349 (犯罪被害相談電話)
広島		0120-720110	082-263-0300 (鉄道関係)	082-228-3993	082-221-4194	082-228-8000 082-228-5050	082-941-7700	
山口		0120-378387 083-932-7830	083-973-7970	0120-495150 083-925-5150		083-923-8930 083-223-8930	083-973-0054 083-973-2316	083-923-9110 (総合相談電話)
徳島	088-656-8080	088-622-7101		088-625-8900 088-623-7324	088-623-9999	088-626-0110 0120-893171	088-663-0340	088-653-9110 (警察安全相談)
香川		087-831-9110		087-837-4970 0877-33-3015		087-831-8930 087-837-8889	087-832-9355	087-831-0110 (警察総合相談)
愛媛	0120-319110	0120-319110		0120-319110	0120-319110	0120-319110 0120-893024 089-932-8930	0120-319110 089-979-2101	0120-319110 (警察総合相談)
高知	088-871-3110	088-873-0110		088-822-0809 088-872-7867		088-823-0110 088-871-0002	088-822-5877	
福岡	092-632-7830	092-632-7830	092-473-4811 093-551-2401	092-588-7830 092-841-7830 093-881-7830 0942-30-7867 0948-21-3751		092-622-0704 092-651-8938	092-641-8880	092-641-9110 (警察安全相談)
佐賀		0952-28-4187		0120-297867		0952-24-0110 0952-23-9110	0952-26-9837	0952-26-9110 (警察相談室)
長崎		0120-110874	095-829-0114 (鉄道関係)	0120-786714	0120-110874	0120-110874	095-824-1111	095-823-9110 (警察安全相談)
熊本		0120-834381	096-352-4887	0120-024976 096-384-4976	096-385-1110	096-384-0110 096-382-0333	096-233-2110	096-383-9110 (警察安全相談)
大分	0120-098110	0120-098110		097-532-3741	097-534-5110	097-537-3110 097-538-4704	097-506-2166	097-537-4107 (生活安全関係)
宮崎		0985-31-8740		0985-23-7867	0985-22-8080	0985-27-7110 0120-184893	0985-35-6231	0985-26-9110 (警察安全相談)
鹿児島		099-206-7867		099-252-7867	099-258-7940	099-255-0110 0120-491581	099-269-4493	099-254-9110 (総合相談電話)
沖縄		098-868-0110		0120-276556 098-862-0111	098-861-9110	098-862-0007 098-868-0893	098-868-2291	098-863-9110 (警察安全相談)

斜体字は暴力追放  
活動推進センター斜体字は交通安全  
活動推進センター

## 警 察 庁

警察庁 犯罪被害者支援室のホームページ  
<http://www.npa.go.jp/higaisya/home.htm>